

包括外部監査の結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

産業経済部を中心とした補助金の執行事務について

平成14年3月

宮城県包括外部監査人

那須和良

目 次

包括外部監査の結果報告書

	頁
第 1 外部監査の概要	
1 . 外部監査の種類	1
2 . 選定した特定の事件	1
3 . 特定の事件を選定した理由	1
4 . 外部監査の方法	2
5 . 外部監査の実施期間	3
第 2 外部監査対象の概要	
1 . 補助金の概要	4
2 . 補助金に関する主な法令等	8
3 . 補助金の交付手続	9
4 . 監査手続の実施方法	9
5 . 外部監査の対象	9
第 3 外部監査の結果	
< 個別指摘事項 >	
1 . 社団法人みやぎ工業会運営費補助金	13
2 . 地域活性化創造技術研究開発事業補助金	14
3 . 新成長産業支援事業費補助金	17
4 . 地場産業等活性化事業費補助金	20
5 . 企業立地促進奨励金	22
6 . 農業近代化資金利子補給補助金	24
7 . 漁業近代化資金融通助成事業費利子補給金	26
8 . 漁業経営基盤強化指導事業費補助金	27
9 . 中小企業経営資源強化指導事業	29
10 . 漁業共済加入推進事業補助金	30
11 . 新規就農者支援事業補助金	33
12 . 労働福祉会館移転整備事業補助金	35
13 . 社団法人宮城県雇用開発協会事業運営補助金	37
14 . 宮城県高年齢者労働能力活用事業補助金	39
15 . 宮城県物産振興事業補助金	41
16 . みやぎ路観光地整備事業補助金	44
17 . 宮城県農業会議補助金	46

18 . 農地保有合理化推進事業	47
19 . みやぎの水田農業支援事業補助金	51
20 . 青果物価格安定対策事業費補助金	53
21 . 効率的養蚕産地育成推進事業補助金	57
22 . 優良系統豚維持強化事業費補助金	59
23 . 牛炭疽発生予防事業補助金	60
24 . オーエスキー病ワクチン接種事業補助金	62
25 . 豚丹毒ワクチン接種事業補助金	63
26 . 宮城大学研究補助金	65
27 . 宮城県社会福祉協議会補助金	67

利害関係	75
------	----

包括外部監査の結果に添えて提出する意見

	頁
<個別意見>	
1 . 新成長産業支援事業費補助金	77
2 . 高度技術振興事業運営費補助金	77
3 . 小規模事業経営支援事業費補助金	80
4 . 宮城県国際経済振興事業補助金	82
5 . 農業生産総合対策事業	85
6 . 優良系統豚維持強化事業費補助金	86
7 . 畜産物衛生環境整備円滑化事業補助金	87
8 . 牛炭疽発生予防事業補助金	89
9 . オーエスキー病ワクチン接種事業補助金	89
10 . 豚丹毒ワクチン接種事業補助金	90
11 . 漁業就業者確保育成事業費補助金	91
12 . 沿岸漁業漁村振興構造改善事業費補助金	92
13 . 宮城県社会福祉協議会補助金	94
14 . 宮城県原子力立地給付金交付事業補助金	95
<総括意見>	
1 . 経費補助のあり方について	97
2 . 補助金申請及び実績報告に対する審査方法について	98
3 . 監査結果を踏まえた総括意見	99

包括外部監査の結果報告書

第1．外部監査の概要

1．外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項に定める宮城県との包括外部 監査契約に基づき監査。

2．選定した特定の事件

産業経済部を中心にした補助金の執行事務について

3．特定の事件を選定した理由

宮城県(以下県という)における補助金の支出額は平成 12 年度実績で 1,207 億円となっており、10 年前の平成 3 年度実績 722 億円に比較して約 1.67 倍の増加を示している。この期間の歳出合計額の増加割合は 1.12 倍程度であり補助金支出額が大きく増加していることを示している。

一方県は、近年の歳入歳出のギャップの拡大、いわゆる財政赤字問題に対処するため平成 11 年 2 月に「財政健全化推進計画」を策定した。この中で補助金、交付金については「支出の基準や判断の適正化を図り、それが本県の産業や文化の発展、県民生活の向上等においてどれだけの意味と効果を有するのかを常に検証し、その硬直性を排除することにより、その総額を抑制するとともに、社会経済環境の変化や県民ニーズの変化・高度化に対応するものとしていかなければならない。」と述べ補助金、交付金の『総額抑制』方針を打ち出している。

補助金は公益上の必要があってはじめて認められるものであり、補助金による対象事業の促進、支援は住民福祉の増進に効果があり、その意味で適切な実行が期待されている。しかし、当初の社会経済環境と現在とでは、補助事業の役割、必要性が大きく変化し、公益上の目的も常に見直されていかなければならないことも確かである。

以上のような観点から、補助金の執行事務が法令に準拠しかつ経済性、効率性、合理性を持って実施されているか、さらに、県の財政健全化の取組みの中で、環境の変化に対応した補助事業の改廃の要否についても検討する必要性を認めたものである。

4．外部監査の方法

(1) 監査の要点と主な監査手続

< 要点 >

補助金が公益上必要と認められるものを対象とし、交付対象に問題はないか。

< 手続 >

- ・「補助金交付要綱、要領」等の内容を分析し、補助金の交付目的、補助対象事業の内容、支出費目が明確になっているかを確認する。
- ・補助事業者が提出する「事業計画認可申請」及び「補助金交付申請」に対する審査、ヒアリングの状況を調査し、要綱、要領で定める事業、組織が補助対象となっていることを確認する。
- ・審査文書の作成、保存状況を調査する。

< 要点 >

補助金の申請、決定、交付手続は定められた手順によっているか。

< 手続 >

- ・必要な書類はすべて徴求され、定められた審査、確認が行われ交付決定に至っていることを確認する。
- ・徴求書類、及び交付書類の写しは全て保存されているかを調査する。

< 要点 >

補助金の額及び算定方法並びの交付方法は適切か。

< 手続 >

- ・補助金は定められた算定方法によって計算されていること確認する。
- ・当該補助事業の趣旨にそった算定方法が採用されているか検討する。
- ・補助金交付時期は補助事業実施時期に対応し適性か。

< 要点 >

補助事業の実績確認は適正か。また、補助金交付団体への指導、監督は適切に行なわれているか。

< 手続 >

- ・「補助金実施報告書」の内容を検討し、補助金の使用状況が、適切かを調査する。
- ・「補助金実施報告書」に対する審査方法並びに補助金交付団体への指導、監督

の有無を調査する。

- ・審査文書の作成、保存状況を調査する。

< 要点 >

補助事業の評価(効果の測定)は適切に行なわれているか。また、評価結果は次の補助金行政に適切に反映されているか。

< 手続 >

- ・補助事業の効果の測定方法及び分析、評価方法を調査する。
- ・補助金の評価結果に対する今後の対応方法について調査する。
- ・補助金を使い切られているかを検査するのではなく、補助目的が達成されたかを検討することが重要。

< 要点 >

補助金交付団体の決算内容を検討し、補助金は正しく計上され、補助事業は補助の目的に沿って適正に行われているかを検証する。

< 手続 >

- ・補助金の受入記録を確認し、補助金に係わる帳簿その他の証憑書類の整備保管状況を調査する。
- ・補助金の流用、不正使用はないかを調査する。
- ・契約書等により補助金が支出された内容を検討し、補助金が補助目的どおりに支出されているかを調査する。
- ・補助団体の運営収支の状況を調査する。

(2) 監査対象年度

平成 12 年度に係わる補助金の執行事務。但し必要に応じて過年度にさかのぼり、また、平成 13 年度予算額も参考とする。

5 . 外部監査の実施期間

平成 13 年 5 月 1 日から平成 13 年 2 月 28 日まで

第 2 . 外部監査対象の概要

1 . 補助金の概要

(1) 補助金の意義と役割

補助金は、一般的には国、地方公共団体等が特定の事務事業に対し、公益性があると認めて、その事務事業の奨励、促進を図るために、反対給付を求めることなく交付される金銭的給付である。すなわち、補助金の役割は、補助対象団体等の事業の公益性に着目し、その事業に一定の資金を交付することによって、その事業の促進を支援することにある。

このことについては、地方自治法第 232 条の 2 において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」と規定している。さらに、補助金交付行政における補助金の申請、交付に係わる一般的規則規範として「補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)」が定められている。

これら国の法律を受けて、県は「補助金等交付規則(宮城県規則第 36 号)」を定め、補助事業の適正な執行を図ることとし、さらに補助事業毎に要綱、要領を定め、公益性を逸脱することのないよう手当が行われている。

補助金には、交付の根拠が法律等に基づく「法律補助」、予算措置のみによる「予算補助」があり、また補助金の算定基準では、補助事業に要する費用に一定の率を乗じて算出する「定率補助」と、その他の観点から決定する「定額補助」とがある。補助政策実行の面では、県独自の補助事業に基づく「県単独補助事業」と国の行う「国庫補助事業」があり、国庫補助事業には、それを県の施策として採用し、県も応分の負担を行う「嵩上げ補助事業」、補助事業に係わる資金負担は全て国で、資金が県の財政を通過するだけの「通過補助事業」などが認められる。

(2) 補助金の問題点

以上見たように、補助金は県行政にとって公益上必要な特定の施策の奨励のための政策手段として、政策の遂行上重要な機能を有するものである。

しかし、このような機能、役割の重要性の反面、補助金の持つ特性から、次のような問題点が指摘される。

補助金の定義からする要件が「公益上必要がある場合」と抽象的、相対的な表現となっているため、補助の要否決定についての客観的な基準の確立が難しい。このため、補助金交付の分野が広がり、支出についての基準や判断が甘いものとなった場合、対象範囲が広がり、補助金の支出

効果をかえって損なう恐れがある。

補助金が反対給付のない、一方的な金銭の給付であるという特性を有するため、その執行が乱費に陥りやすく、また、一度支出した補助金は後年度削減することにかんがりの抵抗を伴う。

補助金が補助事業者の自主的意欲を減退させ、行政依存を招来しがちになる。

このような問題点があるため、ややもすると、補助金は既得権化や、惰性的運用を招き、また補助事業者の自己責任意識の希薄化をもたらし、その自主性を損なうなど財政資金の効率的な執行を阻害する要因となってくる。

このため補助金の交付、決定に当たっては、社会経済情勢の推移や行政需要の変化に応じて、絶えず公益性の観点から、しかも客観的にその必要性を常に見直すことが要請されている。特に近年の激変する経済環境の下においては、従来にも増して財政運営の効率性が求められていることから、補助事業の必要性及び効果について改めて見直すことが必要とされている。

(3) 県における補助金の支出状況

県の普通会計における、補助事業に係わる補助費等の支出額の過去 10 年間にわたる推移を示したのが次の「補助事業の支出状況」である。

この表は、県が年度毎決算結果に基づき総務省(旧自治省)に報告する「地方財政状況調査」記載の項目と金額によって作成している。

補助費等の支出状況

(百万円)

年度	補助費等				投資的経費	公債費	歳出合計
	補助交付金	負担金寄付金	その他	計			
平成3年度	60,240	507	11,539	72,286	244,333	68,038	773,371
	7.8%	0.1%	1.5%	9.3%	31.6%	8.8%	100.0%
平成4年度	60,212	928	13,006	74,146	282,551	69,399	810,364
	7.4%	0.1%	1.6%	9.1%	34.9%	8.6%	100.0%
平成5年度	65,568	928	11,522	78,018	321,725	110,067	883,605
	7.4%	0.1%	1.3%	8.8%	36.4%	12.5%	100.0%
平成6年度	68,126	810	14,838	83,774	328,666	106,758	894,131
	7.6%	0.1%	1.7%	9.4%	36.8%	11.9%	100.0%
平成7年度	72,258	883	19,787	92,928	339,287	80,324	895,466
	8.1%	0.1%	2.2%	10.4%	37.9%	9.0%	100.0%
平成8年度	73,714	1,279	12,680	87,673	333,550	77,146	889,656
	8.3%	0.1%	1.4%	9.9%	37.5%	8.7%	100.0%
平成9年度	83,383	1,545	12,067	96,995	314,706	86,496	904,692
	9.2%	0.2%	1.3%	10.7%	34.8%	9.6%	100.0%

平成10年度	98,478	1,471	12,453	112,402	340,787	89,499	954,001
	10.3%	0.2%	1.3%	11.8%	35.7%	9.4%	100.0%
平成11年度	100,497	1,468	13,663	115,628	268,405	97,273	894,241
	11.2%	0.2%	1.5%	12.9%	30.0%	10.9%	100.0%
平成12年度	107,118	1,655	11,969	120,742	229,744	108,859	866,835
	12.4%	0.2%	1.4%	13.9%	26.5%	12.6%	100.0%

補助費等の支出実績は、平成12年度で120,742百万円で歳出合計に対して13.97%を占めている。10年前の平成3年度は金額で72,286百万円、比率は9.3%となっており大きく増加していることを示している。また、この表より平成12年度に至る10年間の補助金を中心とした支出項目の増加率を見ると次のようになっていることがわかる。

補助費等計	1.67倍
投資的経費	0.94倍
公債費	1.60倍
歳出合計	1.12倍

このように補助費等の支出額は、他の支出項目や歳出合計の伸び率を上回る増加率を示しており、補助金の問題点でふれたように、その執行が乱費に陥りやすく、削減が容易でなくその結果年々増加する傾向が強いというこの支出の性格が現れているものといえる。特に平成9年度から、歳出合計の10%台に確実に乗り、さらに増加傾向を窺っている最近の状況に留意しなければならない。

(4) 県の補助金施策について

このような県における補助金の支出状況については、平成11年2月公表した「財政健全化推進計画(平成13年2月見直し)」でも同様の分析結果を示しており、その動向は注意深く検討されるべきであるとしている。

そこでの分析結果を受けて、上述の「推進計画」では、県における補助金に対するこれからの取組み方針について次のように述べている。

「『補助・交付金』についてこれまでと同様の視点ではなく、公益上の必要性をより適切な基準により判断し、かぎられた県民の税を、最大限適切な使途に振り向けるという視点から、その縮減の努力を行わなければならない。」
(19ページ)

「したがって、これらは事業効果の継続的な点検を行いながら本県の政策の方向性を明らかにし、県民の理解を得て、その政策性と重点性をさらに一

層深めていかなければならない。」(19ページ)

「補助費等を将来にわたり削減が困難な義務的経費と位置づければ、その歳出は半永久的なものとなり、投資的経費やその元利償還金である公債費以上に将来の財政運営を拘束することになる。」(20ページ)

「補助費等についてはその事業効果を継続的に点検するとともに、本県の政策の方向性を明らかにし県民の理解を得て、その政策性、重点性を深め、真に必要なものにその財源を振り向けていくための取組みが必要である。」(20ページ)

「補助・交付金については支出の基準や判断の適正化を図り、それが本県の産業や文化の発展、県民生活の向上等においてどれだけの意味と効果を有するのかを常に検証し、その硬直性を排除することにより、その総額を抑制するとともに、社会経済環境の変化や県民ニーズの変化、高度化に対応するものとしていかなければならない。」(34ページ)

以上のことから、県の補助金に対する取組み方針として、「縮減の努力」の基で「その総額を抑制する」という基本的前提を打出していることが理解できる。この基本的前提の下で、個別事業の点検を行い、政策性、重点性を深めて真に必要なものにその財源を振り向けていく必要があるとしている。

補助事業毎の具体的な対応方針として「推進計画」では次のように述べている。(34～35ページ)

国庫補助事業

- ・国の財政構造改革の推進方策における削減、合理化の方針に沿って、事業の重点化、効率化を図る。
- ・本県における事業の必要性、事業効果を検討し、緊急度が高く、行政効果のあるものに限りうけいれる。
- ・平成 11 年度における「制度的補助金」の削減、合理化及び「その他補助金」の分割削減等、国において補助事業の廃止、縮小が行われるものについては、遺漏なく整理するとともに、単なる地方への転嫁と思われる一般財源振替は行わない。

県単独補助事業

- ・事務事業の総点検を定期的実施する中で、補助目的やこれによる効果、政策における優先順位を検証し、その適正化を図る。
- ・高率な補助金については、補助目的や県の役割などを勘案しつつ補助

率の引き下げ等その適正化を図る。

- ・ 零細な補助金や低率の補助金については、統合化を進める。
- ・ 目的、対象が類似する補助金については、統合、メニュー化を図る。
- ・ 例外なくサンセット方式を適用し、その徹底を図る。

その他

- ・ 国の補助事業に関連して県が単独で措置している補助金については、全国的な状況も勘案しながら、公費負担のあり方について見直しを進める。

また、平成 13 年 9 月、県は平成 14 年度から 17 年度の 4 年間で約 830 億円の財源不足額が生じ、平成 16 年度にも準用財政再建団体に転落する危機が迫っているとして「財政再建の基本方針」を公表した。そこでは、「補助事業については、県の役割分担や関与のあり方、補助の必要性等を再検討し、優先度の高い施策へ重点化を進めます。」と述べている。これに続いて県は平成 13 年 10 月財政再建のより踏込んだ対策を盛り込んだ「財政再建推進プログラム(案)」を公表し、補助金の見直しを次の 3 項目について、具体的な見直し事業と縮減額も含めて示している。

- 市町村への補助事業の見直し（県単独補助、嵩上げ補助の見直し）
- 県民への補助条件等の見直し
- 団体への補助負担等の見直し

以上が現在県が表明している補助事業への取組み方針である。調査に当たり、これら県の対応状況も踏まえて検討することが重要と判断した。

2. 補助金に関する主な法令等

補助金に関する法令としては、地方自治法第 232 条の 2 があり、そこでは「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」と規定している。さらに、補助金交付行政における補助金の申請、交付に係わる一般的規則規範として「補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)」が定められている。

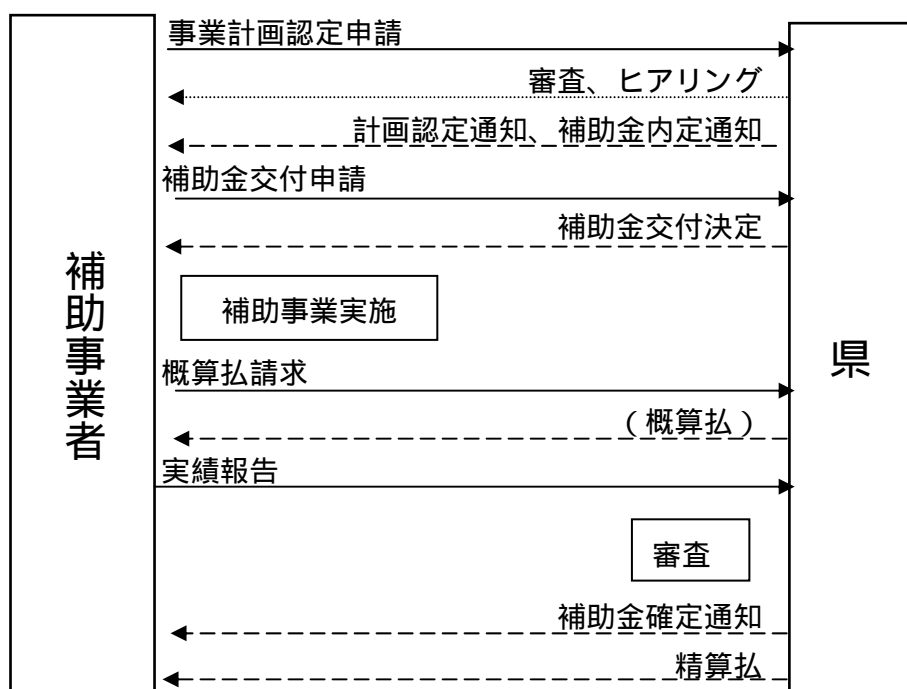
これら国の法律を受けて、県は補助事業の適正な執行を図るため「補助金等交付規則(宮城県規則第 36 号)」を定めている。この規則では、補助金の申請手続き、審査、実績報告などの補助金交付についての具体的手続について規定している。

さらに原則として補助事業毎に要綱、要領を定めることとしており、適正

な補助事業遂行のための手当が行われている。

3. 補助金の交付手続

一般的な補助金の申請、交付手続を図示すれば、次のとおりである。



4. 監査手続の実施方法

監査対象とする補助金制度を選定するため、次の手続を実施した。

- ・ 県においては補助金制度、あるいは補助事業全体について把握した資料がないので、総務部、企画部、環境生活部、保健福祉部、産業経済部、土木部の各課に「補助金支出の調査表」を配賦して、各課の所管する補助金制度の全体を把握した。
- ・ 「補助金支出の調査表」には、補助金の名称、補助金の概要、過去3年間の支出実績、支出科目、支出の相手先の記載を依頼した。

5. 外部監査の対象

上記の調査結果に基づき、主に産業経済部所管の補助金を中心に監査対象

とすることとした。これは、産業経済部所管の事務事業は、県民の経済活動と密接に係わっていると考えたことによっている。この他、総務部、企画部、保健福祉部所管の補助金も一部監査対象としている。

監査対象とした補助事業は次のとおりである。

< 監査対象とした補助事業 >

担当部	担当課	補助事業名	H12年度支出額	結果記載	意見記載
産業経済部	地域産業振興課	みやぎ工業会補助事業	2,551		
		地域結集型共同研究事業費補助金	77,734		
		地域活性化創造技術研究開発事業	62,426		
		新成長産業支援事業	44,781		
		ベンチャー企業投資育成事業	5,304		
		高度技術振興事業運営費補助	14,516		
		地域新産業創出総合支援事業	73,388		
		中小企業経営資源強化対策費補助	176,662		
		地場産業等活性化事業費補助金	20,326		
		特定中小企業集積活性化事業	25,166		
		地域商品づくり事業費補助金	3,000		
	産業立地推進課	企業立地促進奨励金	237,478		
	経営金融課	農業近代化資金利子補給	138,066		
		農業法人育成強化事業	15,702		
		漁業近代化資金融資助成事業費利子補給	84,413		
		漁業経営維持安定資金利子補給	10,651		
		漁業経営基盤強化指導事業	4,000		
		中小企業経営資源強化指導事業	2,735		
		設備資金貸付事業	15,618		
		団体指導検査課	農業協同組合合併推進助成事業	59,000	
	農業共済団体運営事業費補助	1,715,604			
	漁協経営強化総合対策事業補助	19,767			
	漁業共済加入推進費補助	32,217			
	中小企業連携組織対策事業	251,724			
	連携組織促進事業	5,822			
	小規模事業経営支援事業	2,531,264			
	小規模事業振興費事業補助	24,046			
	産業人材育成課	生涯職業能力開発給付金	121,631		
		認定訓練派遣等給付金	31,985		
		認定訓練事業費補助金	80,155		
		職業能力開発協会費補助金	62,140		
		新規就農総合対策事業費補助金	12,495		
		新規就農者支援事業補助金	25,340		
	労政雇用対策課	労働福祉会館移転整備支援事業	200,000		

	(社)宮城県雇用開発協会事業運営費	12,300		
	宮城県高年齢者労働能力活用事業	23,370		
商業流通課	中心市街地商業活性化推進事業	3,504		
	宮城県国際経済振興事業	14,600		
	宮城県貨物運輸振興事業	475,300		
	宮城県物産振興事業費補助金	6,000		
	地域水産物マーケティング促進事業費補助	10,102		
	学校給食用牛乳供給事業	61,642		
	観光課	みやぎ路観光地整備事業	80,000	
農業振興課	市町村農業委員会交付金	365,651		
	宮城県農業会議補助金	79,812		
	農地保有合理化促進事業	442,095		
農産園芸課	農業生産総合対策事業	413,312		
	水田農業経営確立対策推進事業	171,262		
	みやぎの水田農業支援事業	226,305		
	青果物価格安定対策事業費補助金	73,240		
	効率的養蚕産地育成推進事業	6,459		
畜産課	畜産環境総合整備事業(特別対策)	446,209		
	畜産環境総合整備事業(負荷軽減)	115,528		
	畜産基盤再総合整備事業	560,133		
	優良系統豚維持強化事業	9,000		
	畜産物衛生環境整備円滑化事業	1,126		
	牛炭そ発生予防事業	1,602		
	オースト病ワクチン接種事業	5,225		
	豚丹毒ワクチン接種事業	7,619		
農村基盤計画課	土地改良施設維持管理適正化事業	132,554		
	土地改良負担金償還平準化事業	10,475		
	担い手育成支援事業	200,636		
農地整備課	高生産性農業集積促進事業	274,207		
	農業生産集積促進事業	347,545		
	基幹水利施設技術管理強化特別指導事業	59,961		
	土地改良推進指導事業	12,682		
むらづくり推進課	農業集落排水事業	4,768,821		
林業振興課	林業構造改善事業	198,766		
	流域林業活性化推進事業	4,500		
漁業振興課	漁業就業者確保育成事業	6,410		
	栽培漁業事業化総合推進事業	19,115		
漁港漁場整備課	沿岸漁業漁村振興構造改善事業	152,323		
総務部	県立大学室	宮城大学研究費補助金	110,414	
保健福祉部	社会福祉課	宮城県社会福祉協議会補助金の内		
		社会福祉大会費補助	375	
		民間団体事務室使用料免除費補助	890	
		地方社会福祉協議会福祉活動指導員設置費補助	29,834	
		ボランティアサブセンター運営費補助	15,665	
		生活相談所運営費補助	2,755	

		生活福祉資金貸付事務推進費補助	18,639		
		市町村ボランティア活動事業費補助	26,348		
		ふれあいのまちづくり事業費補助	37,634		
企画部	企画総務課	宮城県原子力立地給付金交付事業	1,495,779		

結果記載欄の「 」印は、外部監査の結果に個別指摘事項として記載のある事を示している。

意見記載欄の「 」印は、包括外部監査の結果に添えて提出する意見に個別意見として記載のある事を示している。

第3．外部監査の結果

< 個別指摘事項 >

1．社団法人みやぎ工業会運営費補助金

(1) 制度の概要

目的

社団法人みやぎ工業会(以下「みやぎ工業会」という)の運営を通して県工業界の活性化と発展を図るため、みやぎ工業会の運営に要する経費について、補助金を交付する。

補助対象事業

みやぎ工業会の運営に要する経費について、補助する。

補助事業者等

みやぎ工業会

補助金額

(単位：千円)

H10	H11	H12	H13 予算
3,150	2,835	2,551	2,410

補助金の交付は、昭和61年度より行われている。

みやぎ工業会の状況

みやぎ工業会では、会員に対する会報の発行、各種交流会・研修会・セミナー等の事業を行っており、収入の財源は、会費、研修会等参加費、業務受託及び県からの補助金である。

平成12年度における収支予算・決算額は、次のとおりである。

摘要	予算額(千円)	決算額(千円)
当期収入合計	42,051	39,319
当期支出合計	45,364	41,145
当期収支差額	3,313	1,826
前期繰越収支差額	4,358	4,358
次期繰越収支差額	1,045	2,532

予算額と決算額の差異の主な原因は、研修会等を厳選して開催したこと、すなわち、事業規模の縮小によるものである。なお、表中の繰越収支差額とは、期末の流動資産残高から流動負債残高を差し引いた金額のことであり、短期的な支払余力を表す。

(2) 指摘事項

補助金制度の廃止

みやぎ工業会における収入の財源は、会員からの会費、研修会等参加費、業務受託、県からの補助金である。平成12年度の当期収入のうち、補助金以外の自主財源の割合は、93.3%(36,708千円÷39,319千円)を占める。収入のほとんどが自主財源である以上、県に依存せずに自主財源の範囲内での運営を目指すことが可能である。また、平成12年度の補助金2,551千円は、結果として、みやぎ工業会の繰越収支差額2,532千円の財源となっており、短期的な支払余力を補助金に依存する状況を示している。しかし、みやぎ工業会は、魅力ある厳選した事業を展開し会費増加を図ることにより、補助金に依存する状況を脱却することが可能と判断される。

当該補助金制度は、昭和61年度より行われているが、県財政悪化により、年々補助金額が減少している。補助金額の現状からすれば、みやぎ工業会は自助努力により運営するよう促すべきであり、当該補助金制度の廃止をそのきっかけとすべきである。

2. 地域活性化創造技術研究開発事業補助金

(1) 制度の概要

目的

中小企業製品の高付加価値化、省エネルギー、公害防止を図るため、中小企業が行う新製品、省エネルギー及び公害防止等に関する研究又は試作に要する経費について、補助金を交付する。

補助対象事業

研究開発等事業計画の認定を受けた中小企業が行う、事業計画達成のための研究・試作事業

補助事業者等

研究開発等事業計画の認定を受けた中小企業

補助金額

(単位：千円)

H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
86,700	72,547	62,456	82,000

補助金の交付は、昭和57年度より行われている。なお、当該事業に関して、県は国から補助を受けている。平成12年度の国からの補助金額は、31,228千円なので、県の実質的な補助金額は、31,228千円(62,456千円 - 31,228千円)である。

平成12年度の企業別補助金額は、次のとおりである。

	補助金額(千円)
A社	10,740
B社	8,914
C社	3,442
D社	5,699
E社	7,490
F社	12,106
G社	14,064
合計	62,456

補助金を概算払いした場合の管理

宮城県創造技術研究開発事業補助金交付要綱第10では、概算払いで補助金の交付を受けようとする者に対し、補助金概算払請求書を知事に提出するよう規定しているが、概算払い後の管理については、要綱第7で9月末及び12月末現在の事業遂行状況を翌月20日までに提出するよう求めている以外、特に規定はない。

計画段階と実績で、経費が変更となる場合の手続き

要綱第6では、経費の配分を変更する場合には、事業計画変更承認申請書により知事の承認を受ける(ただし、補助事業の内容の変更が軽微であり、補助事業に要する経費の配分に著しい変更を及ぼさない場合は、知事の承認はらない)旨、規定されている。

(2)指摘事項

補助金を概算払いした場合の管理

平成12年度においてこの補助事業の対象先の1つが代表取締役死亡により事業閉鎖に追い込まれ、補助金交付取り消しとなったが、すでに概算払いされた補助金の一部3,000千円が回収不能となったケースが生じている。

要綱上補助金の概算払いは可能となっているが、その後の管理は要綱上9月30日と12月31日現在における事業の遂行状況報告で把握することしか定めていない。

概算払いの請求は事業者の資金逼迫による場合が多いと考えられるので、資金使途を売買契約書や見積書で確認するだけでなく、支払直後に現地調査を行うなど、資金使途の信憑性の把握と支払事実の確認には経営体の状況を充分理解した上で、確実な対応をはかる必要があり、その旨を要綱に取り込み手当しておくべきである。

要綱第6ただし書きの解釈

県では、要綱第6ただし書きにいう経費配分の著しい変更を、経費の配分の内各区分毎に20%を越える場合と解釈している。その結果、実績は、経費内容が変更され、計画段階より少なくなる場合が多い(平成12年度では、7件のうち6件)。しかし、これでは、県の当初の補助金の検討結果が反映されない恐れがある。このため正確な経費見積りに基づいた検討結果が補助金額算出に反映されなければならない。そのためには、計画段階より実績の経費が下回った場合、経費の減少割合分だけ補助金額を減額する等のような措置を検討すべきである。これにより、企業は、補助金額減額に至らないよう、計画段階での経費見積りの精緻化努力を行い、計画段階と実績の経費における乖離幅の縮小が期待できる。また、計画段階で決定された補助金額以外は、当初より企業が負担するものであるから、計画段階より実績の経費が下回り、経費減少割合分だけ補助金額が減額されても、企業にとっては当初以上の負担は生じず、県にとっては、補助金を減額しても、計画段階と同じ効果が得られる。この考え方から平成12年度に交付した7社のうち、計画段階より実績の経費が下回った6社について、経費減少割合分だけ補助金額を減額していれば、次のとおり20,848千円だけ補助金を節約でき、他の原資として有効活用できたはずである。

(単位：千円)

	計画段階		実績		経費減少割合分 だけ補助金額を減額 した場合の補助金 (= ÷ ×)	補助金 節約額 (-)
	経費 見積り額 ()	補助金 ()	経費 ()	補助金 ()		
A社	35,400	10,740	30,156	10,740	9,149	1,590
C社	10,560	6,646	5,163	3,442	3,249	192
D社	51,100	6,806	31,053	5,699	4,135	1,563
E社	66,763	7,490	24,102	7,490	2,703	4,786
F社	30,600	12,106	22,068	12,106	8,730	3,375
G社	77,400	14,064	25,999	14,064	4,724	9,339
合計		57,852		53,542	32,693	20,848

3. 新成長産業支援事業費補助金

(1) 制度の概要

目的

今後成長が見込まれる医療・福祉、住宅、環境、情報・通信、バイオテクノロジーという5つの産業（以下「新成長産業」という）に進出する企業を支援し県産業の活性化を図るため、当該企業が行う研究開発・需要開拓に要する経費について、補助金を交付する。

補助対象事業

新成長産業に進出する企業が行う研究開発・需要開拓事業

補助事業者等

知事から新成長産業進出計画の認定を受けた企業

補助金額

(単位：千円)

H10	H11	H12	H13 予算
46,999	43,980	44,781	48,700

補助金の交付は、平成9年度より行われている。なお、平成12年度の企業別補助金額は、次のとおりである。

	補助金額(千円)
A社	7,500
A社	2,250
B社	7,500
C社	7,500
D社	1,400
D社	726
E社	4,043
F社	7,500
G社	6,360
合計	44,781

表中のA社及びD社は、それぞれ、研究開発事業及び需要開拓事業の両方について補助金を交付された企業である。

計画段階と実績で、経費が変更となる場合の手続き

宮城県新成長産業支援事業費補助金交付要綱第6では、経費の配分を変更する場合には、事業計画変更承認申請書により知事の承認を受ける(ただし、補助事業の内容の変更が軽微であり、補助事業に要する経費の配分に著しい変更を及ぼさない場合は、知事の承認はいらぬ)旨、規定されている。

(2) 指摘事項

正確な認定審査

F社の研究開発予算明細書に記載されていた経費には、構築物として施設賃借費4,900千円及びサーバ環境構築4,240千円が含まれていた。しかし、施設賃借費4,900千円の内容は家賃であり、要綱に定める補助対象経費には該当しない。また、サーバ環境構築4,240千円の内容は、サーバ環境構築に要する人件費であり、要綱に定める構築物費ではなかった。これらについて、県は、事業計画認定段階で気づかなかったもので、認定に至るまでの調査を徹底していれば防げた事項である。補助金額算定に係ることであり、正確な認定審査を行う必要がある。

要綱第6ただし書きの解釈

県では、要綱第6ただし書きにいう経費配分の著しい変更を、経費の配分の内各区分毎に20%を越える場合と解釈している。その結果、実績は、経費内容が変更され、計画段階より少なくなる場合が多い(平成12年度で

は、7社のうち6社)。しかし、これでは、県補助金額算出の当初の検討結果が反映されない恐れがある。このため正確な経費見積り額に基づいた検討結果が補助金額算出に反映されなければならない。そのためには、計画段階より実績の経費が下回った場合、経費の減少割合分だけ補助金額を減額する等のような措置を検討すべきである。これにより、企業は、補助金額減額に至らないよう、計画段階での経費見積りの精緻化努力を行い、計画段階と実績の経費における乖離幅の縮小が期待できる。また、計画段階で決定された補助金額以外は、当初より企業が負担するものであるから、計画段階より実績の経費が下回り、経費減少割合分だけ補助金額が減額されても、企業にとっては当初以上の負担は生じず、県にとっては、補助金を減額しても、計画段階と同じ効果が得られることとなる。以上の考え方から平成12年度に交付した7社のうち、計画段階より実績の経費が下回った6社について、経費減少割合分だけ補助金額を減額していれば、次のとおり10,035千円だけ補助金を節約でき、他の原資として有効活用できたはずである。

(単位：千円)

	計画段階		実 績		経費減少割合分 だけ補助金額を減額 した場合の補助金 (= ÷ ×)	補助金 節約額 (-)
	経費 見積り額 ()	補助金 ()	経費 ()	補助金 ()		
A社	21,000	7,500	17,512	7,500	6,254	1,245
A社	17,400	2,250	5,018	2,250	648	1,601
C社	36,700	7,500	17,372	7,500	3,550	3,949
D社	3,594	1,797	2,801	1,400	1,400	0
D社	2,610	1,305	1,452	726	726	0
E社	16,510	7,355	8,189	4,043	3,648	395
F社	23,758	7,500	15,529	7,500	4,902	2,597
G社	16,339	7,500	13,319	6,360	6,114	246
合計		42,707		37,281	27,245	10,035

4. 地場産業等活性化事業費補助金

(1) 制度の概要

目的

地域中小企業の育成強化を図るため、組合等が行う地場産業等活性化事業に要する経費について、補助金を交付する。

補助対象事業

組合等が行う地場産業等活性化事業。具体的な事業内容は、次のとおりである。

- ・ 新商品開発能力育成事業
- ・ 需要開拓事業、市場開拓事業
- ・ 人材養成事業
- ・ 開発需要調査事業
- ・ パイロットデザイン・試作品製作事業
- ・ 試作品の評価・検討事業
- ・ 成果の展示・公開事業
- ・ 商品・デザイン・技術開発及び改良事業
- ・ 情報収集・処理・提供事業
- ・ 能力開発・研修事業
- ・ 受発信基地化事業
- ・ 地場産品展示、普及等支援事業

補助事業者等

事業協同組合、商工組合、いわゆる民法法人、共同出資会社等の組合等

補助金額

(単位：千円)

H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
18,128	20,962	20,326	23,328

補助金の交付は、平成3年度より行われている。なお、当該事業に関して、県は国から補助を受けている。平成12年度の国からの補助金額は、10,163千円なので、県の実質的な補助金額は、10,163千円(20,326千円 - 10,163千円)である。

平成12年度の組合等別補助金額は、次のとおりである。

摘要	補助金額(千円)
A 組合	7,810
B グループ	1,954
C 社	6,502
D 社	4,060
合計	20,326

補助事業者等の定義

宮城県地場産業等活性化事業費補助金交付要綱第2では、補助事業者等である組合等について、次のように規定している。

- (1) 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会
- (2) 商工組合又は商工組合連合会
- (3) 企業組合又は協業組合
- (4) 酒造組合又は水産加工協同組合
- (5) 民法34条の規定により設立された法人
- (6) 共同出資会社(複数の中小企業者が出資している会社)
- (7) 前各号に該当する者を主たる構成員とし、地域中小企業の振興を目的として設立された団体
- (8) 4人以上の中小企業者が協力して地域資源等の活用による起業化事業を行おうとする任意グループのうち、一定の条件を満たした任意グループ

実績報告書に添付する書類

要綱第10では、実績報告書に添付する書類として、補助事業成績書、収支精算書その他、知事が必要と認める書類を掲げており、知事が必要と認める書類として、具体的には、組合等が支払った際の領収書等のコピーを提出させている。

(2) 指摘事項

要綱第2の拡大解釈

県では、中小企業者であるC社及びD社に対しても補助金を交付しているが、中小企業者単体は、要綱第2の組合等に含まれるとは読めない。一方、国の補助金要綱では、県が補助する対象として、組合等の他に中小企業者を認めている。従って、中小企業者単体に対する補助を認めるためには、

要綱第2を拡大解釈するのではなく、中小企業者単体を組合等を含めるよう、要綱を改正すべきである。

実績報告書に添付する領収書等の審査

県では、組合等が支払った際の領収書等のコピーを提出させているが、これらを確認したところ、組合等を構成する中小企業者単体宛の領収書等が散見された。中小企業者単体宛の領収書等では、補助事業のための支出なのかどうか区別することが難しい。補助金を受ける組合側としては、補助事業の支出とそれ以外の支出を明確に区別するのは当然であるが、県も補助対象経費の支出実績を明確に確認するため、組合等に対して、組合等名義の領収書等の提出を要求すべきである。

5 . 企業立地促進奨励金

(1) 制度の概要

目的

雇用機会の増大及び県民所得の向上のため、一定条件を満たす工場、研究所、ソフトウェアハウスを県内に新設、増設、移転する企業に対して、補助金を交付する。

補助対象事業

一定条件を満たす工場、研究所、ソフトウェアハウスを県内に新設、増設、移転する場合、土地以外の投下固定資産額について補助する。

補助事業者等

知事から奨励工場等の指定を受け、一定条件を満たす工場、研究所、ソフトウェアハウスを県内に新設、増設、移転する企業

補助金額

(単位：千円)

H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
42,239	278,002	237,477	192,766

補助金の交付は、昭和62年度より行われている。平成11年度は、1企業当たり単年度交付限度額（1億円）の補助を受けた企業が2社あり、平成12

年度も継続して補助を受けているため、平成11年度から補助金額が増加している。なお、平成12年度の企業別補助金額は、次のとおりである。

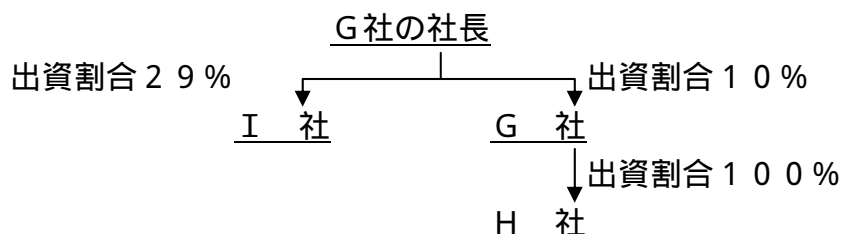
摘要	補助金額(千円)
A社	100,000
B社	100,000
C社	20,000
D社	5,653
E社	5,000
F社	5,000
G社	1,824
合計	237,477

(2) 指摘事項

1つの企業グループを実体判断で補助金対象としたケース

(a) G社グループの概要

G社グループの概要は、次のとおりである。



G社：補助金申請企業

H社：G社の東北工場で使用する設備の一部を所有

I社：G社の東北工場で使用する土地、建物、構築物を所有

(b) 要綱の拡大解釈

要綱上、補助事業者等は一定の条件を満たす企業と規定されているが、関連会社を含めた企業グループが補助事業者に該当するかどうかは明文化されておらず、事実上申請企業と一体であれば該当するものとして取扱いされており、これについての明確な基準はないため、個々の実態調査に基づき総合的に判断している状況にある。

G社グループについては、G社社長とG社の関係が持分から見ても希薄であり、G社がI社の議決権を持たないことからG社とI社が一体である状況とは認め難い。事実上申請企業と一体である場合とは、申請企業の100%

子会社など申請企業が相当程度の議決権を有している場合に限定すべきであり、G社グループを補助事業者等に該当するとした判断は、調査した事実からだけでは要綱の拡大解釈になってしまったといえる。実体を証拠資料に基づき充分に確認し、拡大解釈が生じないように要綱に明文化するなどの検討が必要である。

またこのケースでは補助対象となる扱いを、事業承継に基づくものとして承継工場等承継届を提出させて処理している。上述のように事業承継によるものではないので手続きの適用に誤りがあったことになる。事実に基づく手続き遂行と記録の保存に留意すべきである。

6. 農業近代化資金利子補給補助金

(1) 制度の概要

目的

農業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に資するため、農業近代化資金助成法に規定する、農業近代化資金を貸付ける金融機関に対し利子補給金を交付する。

補助対象事業

農業近代化資金貸付事業

補助事業者等

農業協同組合、宮城県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、七十七銀行

補助金額

(単位：千円)

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
225,169	193,294	162,922	138,066	139,044

(2) 指摘事項

融資した資金使途確認について

利子補給の対象となり金融機関が融資した資金が、目的どおりに使用されたか、金額が妥当であるかの確認は、融資を行なった金融機関で行なうことになっており、県では金融機関から「農業近代化資金等事業完了確認

報告書」を徴収し、事業完了日及び総事業費のみ確認している。

しかし、農業の近代化を目的とした融資に対する利子補給補助金として、上記金額を支出しているにもかかわらず、融資された資金が実際に目的どおりに使用されたか否かの確認を、全て金融機関に行わせるのは、金融機関の融資の目的と県の補助金支出の目的が、必ずしも一致するものではないことも考慮すると、手続として不十分である。

したがって、県においても「農業近代化資金等事業完了確認報告書」に請求書、領収書等の写しを添付させることにより、融資資金が目的どおり支出されていること、及び支出金額が妥当であることを確認しておくことが必要である。また必要に応じて目的物の写真の徴収や現地の視察も実施すべきである。

融資の効果測定について

農業近代化資金は、農業者等に対し長期かつ低利の設備資金を融通し、もって農業者等の資本装備の高度化を図り、農業経営の近代化に資することを目的とするが、農業者等が設備を取得しただけでは意味がなく、農業の生産性、収益性の向上に寄与するものでなければならない。

宮城県農業近代化資金運営要領においても、当該資金の運用方針の項において、「(2)当資金の貸付けに当たっては、融資機関の自主的運営を基本とし、県、市町村その他農業関係機関と緊密な連携を保ちながら適正かつ効率的な運用を図るとともに、改良普及員等の行う普及指導等を積極的に活用することにより、真に指導金融としての実効を期することに努めるものとする。(3)特に、県の関係機関は、指導金融の実行の確保とともに、経営管理の充実を促す観点から、当資金の融資後において、必要に応じて、農業者等に対し、経営指導を行うものとする。」としている。

現在県では、農業近代化資金等の農業制度資金借入者に対して経営指導を行っているものの、指導対象者は多額の借入者（個人農業者にあっては概ね 3 千万円以上、農業生産組織、農業法人にあっては概ね 1 億円以上）などに限定されている。農業近代化資金の借入者は、ほとんどがこの基準に達しないことから、農業近代化資金の借入者が経営指導を受けることは稀であるのが実状である。

今後は、農業近代化資金の借入者から融資後の経営収支実績を徴収し、これと申込時の計画とを比較検討するなどして、補助金支出の効果を測定しておくことが必要である。これによって、実績が予定どおりに達成されていない借入者に対しては、速やかに経営指導を実施し、補助金支出の目的が達せられるよう努めるべきである。

7. 漁業近代化資金融通助成事業費利子補給金

(1) 制度の概要

目的

漁業者等の資本の装備の高度化を図りその経営の近代化に資するため、融資機関が漁業者等に対して貸付けた漁業近代化資金について、当該融資機関に対して利子補給金を交付する。

補助対象事業

漁業近代化資金融通助成事業

補助対象事業者等

漁業協同組合、宮城県信用漁業協同組合、農林中央金庫

補助金額

(単位：千円)

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
129,549	108,370	94,063	84,413	92,364

融資対象事業の完了報告

< 借受者から金融機関への報告 >

- ・ 漁業近代化資金融資事業完了届
- ・ 領収書
- ・ 写真
- ・ 登記、登録簿謄本
- ・ 貸付実行、支払状況が確認できる口座等の写し

< 金融機関から県への報告 >

- ・ 漁業近代化資金融資事業完了確認報告書
- ・ 完了届の写し
- ・ 完了届に添付された領収書等の写し

(2) 指摘事項

漁業近代化資金融資事業完了確認報告書の入手について

融資対象事業が完了した場合は、速やかに上記の書類を県に提出することになっており、これにより県では利子補給の対象となった融資資金が目的どおり支出されていることを確認している。

しかし、平成 12 年度では利子補給が承認実行された 135 件のうち 36 件（平成 13 年 9 月末現在）について、県で未だに漁業近代化資金融資事業完了確認報告書及びその添付書類を融資金融機関より入手していない。

これは漁業近代化資金事務取扱要領において求めている手続であるため、速やかに改善すべきである。

融資の効果測定について

「農業近代化資金利子補給補助金」と同内容につき、そちらを参照されたい。

8 . 漁業経営基盤強化指導事業費補助金

(1) 制度の概要

目的

漁業者の経済的・社会的地位の向上及び豊かで活力ある水産業の発展に資するため、中小漁業経営体の体質強化と経営の合理化を推進し、総合的な指導体制の確立を図ることを目的とする。

補助対象事業

漁業経営基盤強化指導事業（漁業者に対する巡回経営指導、漁業経営実態調査・分析等）

補助事業者等

宮城県漁業経営指導協会

補助金額

(単位 : 千円)

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
-	5,000	4,500	4,000	3,000

(2) 指摘事項

巡回指導の効果測定について

宮城県漁業経営指導協会では補助対象事業の一環として、経営診断を希望する漁業家に対して巡回指導を実施しており、平成12年度は8件の漁業家に対する経営診断が行われた。

経営診断を受けた漁業家に対しては、実施した中小企業診断士から「企業診断報告書」が提出され、この中で個別に経営の改善提案が行われている。しかしこれまでは、経営診断実施後のフォローが行なわれておらず、この「企業診断報告書」が有効に活用されているかどうかについて確認されていない。

経営診断は、診断の結果洗い出された問題点に対して、改善のための対応を図り、もって漁業家の経営体質が強化されることではじめて意味があるものである。したがって、経営診断を受けた漁業家については、巡回指導の効果の有無を確認するため、その後の改善状況を把握する手続を次年度以降の巡回指導に組み込む必要がある。

委託金額の決定について

漁業経営基盤強化指導事業に係る巡回指導、調査分析等の業務委託は全て一人の中小企業診断士に行なわれているが、これは県内に漁業経営に詳しい専門家がいなかったためやむを得ないものとしている。

平成12年度においては、この中小企業診断士に対して調査分析料(1,000千円)、指導指針作成謝金(300千円)、巡回指導謝金(190千円)などの支払が行われているが、いずれも金額は、前年をベースに当事者の話し合いで決定されているとのことであり、県でもその算定根拠を把握していない。

本来委託価額は、一日当りの単価、作業日数など客観的データに基づいて決定されるものであるが、当該補助対象事業の委託のように、数年にわたって同一人に全て委託しているような場合には、特に客観性が要請されるところである。したがって、宮城県漁業経営指導協会においては、今後委託単価の設定、調査委託については契約書の取り交しなどが必要である。また、県においてもその旨を指導し、状況を確認しておくことが必要である。

9. 中小企業経営資源強化指導事業

(1) 制度の概要

目的

地域の中小企業の振興と経営の安定に寄与するため、中小企業支援センターの指定を受けた、財団法人みやぎ産業振興機構が行う中小企業等に対する経営資源強化対策としての事業に要する経費について、補助金を交付する。

補助対象事業

中小企業経営資源強化対策事業

補助事業者等

財団法人みやぎ産業振興機構

補助金額

(単位：千円)

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
-	-	-	2,735	6,035

補助金の交付は平成 12 年度より行なわれている。

また、当該補助金は県の三つの課から(財)みやぎ産業振興機構に支出されており、平成 12 年度の補助金合計は次のとおりである。

(単位：千円)

経営金融課	地域産業振興課	産業技術振興課	計
2,735	176,661	900	180,296
1.5%	98.0%	0.5%	100%

(2) 指摘事項

補助金担当部署の一元化について

上述のとおり当該補助金は、経営金融課、地域産業振興課及び産業技術振興課の三課で予算措置されており、このうち経営金融課で補助している事業費は、専門家派遣事業費の一部、中小企業経営資源強化対策支援事業執行事業費の一部及び経営資源強化対策支援担当者能力開発事業費である。

当該補助金は、平成 11 年まで複数の補助金に細分化されていた(県の

担当部署も各々)ものが、平成 12 年度に国の補助事業の整理統合によって一本化されたものである。しかしながら、県での事務処理は依然として従来の補助金体系の時に担当していた部署が行っているため、一つの補助金について県の複数の部署が関与する結果となっている。

国では予算執行の効率化、事務手続の簡素化及び類似事業の大括り化を図る観点から補助金、補助事業の整理統合を行ってきたところであり、当該補助事業もこれに沿って(財)みやぎ産業機構が行う事業に一本化されたものである。それにもかかわらずこれに係る県側での事務処理を、依然として従来の部署が別々に担当しなければならない積極的理由はなく、むしろ一つの部署が担当した方が県としても効率化等に資するはずである。

したがって、県でも当該補助金の窓口・事務処理を一本化すべきであるが、この場合、県の職務分掌上地域産業振興課が(財)みやぎ産業機構を指導監督するポジションにあること及び補助金額の規模を勘案すると、地域産業振興課に集約するのが妥当と思われる。

実績報告の審査について

宮城県中小企業経営資源強化対策費補助金交付要綱によれば、補助金の額を決定するにあたっては、補助事業が完了した時点で実績報告を受け、報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査することになっている(同要綱 第 13)。

しかしながら県では、実績報告の支出内訳について、実績報告書どおりに補助金の額を決定しており、要綱に定めたとおりの調査が実行されていない。今後はこの状況を改め支出内訳についての審査を行うとともに、必要に応じて請求書、領収書などの証憑によって実績金額の妥当性を確認のうえ、補助金交付を行うべきである。

10. 漁業共済加入推進事業補助金

(1) 制度の概要

目的

漁業共済補償法に基づく漁業共済事業の被共済者の増加を図り、漁業の安定的経営に資するため、宮城県漁業共済組合が行う漁業共済加入推進事業に要する経費について、補助金を交付する。

補助対象事業

漁業共済加入促進事業

補助事業者等

宮城県漁業共済組合

ただし、補助金は組合を経由して次の条件を満たす共済加入者に支払われる。

「共済事業の被共済資格者が各年1月1日以降12月31日までを始期とする共済契約を締結し、当該契約期間を無事故で経過し、共済金の支払を受けなかった者で、かつ、翌年1月1日以降12月31日までを始期とする共済期間につき再び共済契約を締結した者。」

補助金額

(単位：千円)

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
41,175	39,446	34,610	32,217	26,845

補助金額の算出

被共済資格者が前年1月1日以降12月31日までを始期とする共済契約に要した共済掛金のうち、漁業災害補償法で定めた基準共済掛金率を用いて算出した共済掛金の自己負担額(継続申込特約契約に係る共済掛金の返戻があった場合はその額を控除した額)の3分の1(平成13年度は4分の1)。

(2) 指摘事項

補助金の見直しについて

当該補助事業は、漁業共済加入者が減少するなかで、これに歯止めをかけ加入促進を図ることを目的に、1年間無事故で共済金の支払を受けず、かつ、次年度も共済契約を継続する者に対して、県が宮城県漁業共済組合を通して補助金を支給するものである。

しかしながら漁業共済は、もともと掛金の半分以上を国が補助しており、加入者は半分の負担で共済を受けることができることから、社会通念上これだけでも十分な加入促進効果があるはずである。それにもかかわらず加入者が減少していることについては、現行の漁業共済制度のあり方が問題視されるべきであり、補助金で対処すべき問題ではない。そもそも掛金の半

分以上が国または県からの補助金と言うのでは、相互扶助という共済制度の趣旨にも適うものではない。

また、農業においても農業共済制度があるが、こちらにはこのような県からの補助金はない。被共済者が異なるだけで同じ共済制度でありながら、一方にのみ補助金があるのは均衡に失する。

以上の点からすると、当該補助金についてはその存在意義が薄れてきている、あるいは認め難いといわざるを得ない。したがって補助事業の廃止も含めて早急に見直しを検討すべきである。

なお、最近 5 年間の漁業共済加入者の推移を示せば、以下のとおりである。

(単位：人)

年度	漁獲共済	養殖共済	特定養殖共済	計
H 8	140 (87)	836 (710)	1,235 (472)	2,212 (1,270)
H 9	157 (116)	765 (693)	1,152 (754)	2,074 (1,563)
H 1 0	100 (87)	761 (592)	1,053 (936)	1,914 (1,615)
H 1 1	108 (88)	809 (345)	947 (858)	1,864 (1,291)
H 1 2	80 (59)	706 (488)	590 (349)	1,376 (896)

(注) 1 . () 内は補助対象者数

- 2 . 組合単位で契約している場合も 1 組合を 1 人とカウントしている。
- 3 . 特定養殖共済はのり養殖などの小規模な漁業者が多く廃業も多い。

補助金の損益計算書計上について

宮城県漁業共済組合では県から補助金の給付を受け、それを補助対象となる被共済者に分配している。

しかし、この収支が漁業共済組合の損益計算書に計上されていない。

県からの補助金の支払先は漁業共済組合であるため組合では収入計上すべきであり、また、被共済者へは組合が支払っているため組合で費用計上する必要がある。

県は補助金の収支の取扱について、組合を指導すべきである。

11. 新規就農者支援事業補助金

(1) 制度の概要

目的

青年農業者の確保育成を図るため、市町村、財団法人みやぎ農業担い手基金及び認定新規就農者が実施する新規就農者支援事業に要する経費について、当該市町村等に対し補助金を交付する。

補助対象事業

- (a) 推進体制整備事業
- (b) 経営体等実践研修事業
- (c) 就農条件整備事業

補助事業者等

各事業について補助事業者は下記の通りとなる。

- (a) 推進体制整備事業 市町村
- (b) 経営体等実践研修事業 財団法人みやぎ農業担い手基金（以下「担い手基金」という。）
- (c) 就農条件整備事業 認定新規就農者

補助金額

（単位：千円）

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
29,147	39,187	13,751	25,340	82,383

補助金の交付は平成7年度より行われている。

なお、各事業別の補助金額は以下のとおりである（単位：千円）。

(a) 推進事業整備事業

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
2,234	632	-	-	-

(b) 経営体等実践研修事業

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
4,409	7,531	11,608	12,612	15,723

(c) 就農条件整備事業

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
22,504	30,304	2,143	12,728	66,660

補助金額の算出

(a) 推進体制整備事業

市町村が、新規就農者に対して各種支援が行える機能を有する体制の整備に要する経費について、標準事業費の2分の1以内を補助する。ただし、平成12年度においては補助実績なし。

(b) 経営体等実践研修事業

担い手基金から先進農家等研修資金の貸付を受けた認定新規就農者に対して、所定の要件により就農支援資金の償還猶予及び償還免除を行った場合、当該償還猶予及び償還免除に相当する金額を補助する。

(c) 就農条件整備事業

営農を開始する青年が、営農計画に基づき装備する機械・施設等の固定資産取得に要する経費について、標準事業費の3分の1以内を補助する。

(2) 指摘事項

経営体等実践研修事業に関する基金への融資状況について

標記の事業に係る補助事業については特に指摘すべき事項はないが、貸付事業については、次の点について検討が必要である。

担い手基金は、就農計画の認定を受けた青年等(「認定就農者」という。)に対し就農支援資金(就農研修資金、就農準備資金)の貸付を行っているが、貸付金原資は県からの借入によるものである。

平成13年3月末において、県からの借入金残高501,000千円に対して貸付金残高は410,334千円にとどまっている。本来認定就農者に対する融資として利用されるべき資金が担い手基金内にとどまっている結果、普通預金残高が131,935千円に達している。これは担い手基金の当初予算では183,302千円の貸付を見込んでいたのに対して、実績が68,310千円と低迷した結果である。

平成12年度において担い手基金は県から30,000千円の借入を行っているが、結果からみれば県からの借入を行わなくとも当年度の貸付は十分可能だったと言える。

担い手基金の平成 13 年度予算においても県から 30,000 千円を受入れ、認定就農者に対する融資として前年度予算とほぼ同額の 183,386 千円を計画しているが、現状の融資状況が続くようであれば、担い手基金内に資金がさらに滞留することが予想される。県資金の有効活用の点から、融資実態に即した資金計画に基づき、県への融資申請をしばらくの間停止するなどの見直しが必要であり、県としても担い手基金の資金状況をしっかりと把握し、融資申請を見合わせるよう指導すべきである。

1 2 . 労働福社会館移転整備事業補助金

(1) 制度の概要

目的

勤労者の福祉活動の拠点として利用されている労働福社会館の移転整備が計画されていることから、勤労者福祉の向上および社会生活の向上を図り、もって県の労働行政の推進に資するため、社団法人宮城県労働福祉センターが行う労働福社会館移転整備事業に要する経費について、補助金を交付する。

補助対象事業

労働福社会館移転整備事業

補助事業者等

社団法人宮城県労働福祉センター（以下「福祉センター」という。）

補助金額

（単位：千円）

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
-	-	-	200,000	-

補助金の交付は平成 12 年度のみである。

補助金額の算出

以下の算式で得た経費を補助対象経費とし、2 億円を限度とする。

$$\text{補助対象経費} = \frac{\text{建設費のうち建物・附属設備費及び設計監理費 (A)}}{\text{延床面積 (B)}} \times \text{公共部分面積 (C)}$$

(2) 指摘事項

補助金申請書類の審査記録について

福祉センターからの申請書類について、県は書面審査を行っているが、書類上一部チェックマーク等の記入が見受けられるものの、補助金額の算定基礎となる「公共部分面積」「延床面積」を具体的に検討した結果が記録として残されていない。

事前の計画審査の段階では補助金の対象となる公共部分面積がどこになるのかの検討はなされているが、申請時において最終的に県が認定した公共部分面積がいくらであるかが不明である。

補助対象事業の事業規模(1,197,000千円)からして補助金額が限度額いっぱいの200,000千円となることは容易に想定できることではあるが、審査結果としては、要綱に従った計算を実施して導かれた結果を明示しておくべきである。

(参考)

上記算式にあてはめた実績数値は次のようになる。

$$\begin{aligned} \text{補助対象経費} &= A \times C / B \\ &= 1,197,000 \text{ 千円} \times 3,160.38 \text{ m}^2 / 4,995.60 \text{ m}^2 \\ &= 757,261 \text{ 千円} > 200,000 \text{ 千円} \end{aligned}$$

補助事業実績報告の確認状況について

補助対象建物の完成後、補助金確定支給の前に現場視察を行っているとのことであるが、視察結果等に関する報告書が作成されていない。

福祉センターから報告される補助事業実績報告書の添付書類として施工状況写真等もあり完成後の現場状況は確認できるが、補助金交付者に対する県の指導及び実績把握として行った完成現場の視察については、県としての結果報告を記録として残すべきである。

また、工事の途上において設計変更があり、延床面積等が当初計画から変更(4,995.60 m² → 5,004.73 m² へ増床)されているが、この変更が補助金支給額に与える影響を確認した記録が残されていない。この増床は、結果として補助金支給額に影響を与えるものではないが、実績確認の結果を記録として残すべきである。

13. 社団法人宮城県雇用開発協会事業運営補助金

(1) 制度の概要

目的

県内産業界が必要とする若年労働者の確保対策をより積極的に推進するため、協会が行う学卒者対策事業に要する経費について、補助金を交付する。

補助対象事業

- (a) 労働力の確保に必要な調査研究及び情報資料の収集・提供に要する経費
- (b) 新規学校卒業者等の県内就職促進、県外に対する本県産業事情の周知広報及び労働力確保並びに受入定着指導のための協力援助に要する経費
- (c) 労働力確保に関する職業安定機関への協力に要する経費
- (d) その他目的達成上必要な経費

補助事業者等

社団法人宮城県雇用開発協会（以下「協会」という。）

補助金額

（単位：千円）

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
13,645	13,645	13,645	12,300	3,300

補助金の交付は昭和 45 年度より行われている。

補助金額の算出

補助金額は定額であり、県予算での決定額となる。

平成 12 年度の補助金額は運営経費相当額（3,300 千円）と県内企業のガイドブック作成経費相当額（9,000 千円）からなっている。

(2) 指摘事項

交付決定決裁書の記載内容について

県の平成 12 年度予算では補助金額が 12,300 千円となっているが、協会

に対する当初の内示は 3,300 千円であった。

協会はこの内示に基づき 3,300 千円の交付申請を行い、県も同額の交付決定を行っているが、申請書の提出書類として提出されている協会の一般会計収支予算書では県からの補助金収入が 12,300 千円とされており、県の決定額と協会の予算額に不一致が生じている。当該不一致は、補助金の支給対象事業である「みやぎの企業ガイドブック」作成事業を年度当初においてはやるかどうか明確ではなかったことから、内示段階では運営経費相当額（3,300 千円）のみにとどめていたことによるものである。

事業執行が確定していない段階に満額内示をしなかったことは妥当と考えられるが、申請書の添付書類たる協会の一般会計収支予算書では、すでに収入として県からの補助金が 12,300 千円計上されていると同時に「みやぎの企業ガイドブック」作成のための支出予算も計上されていることについては交付決定決裁書では何ら触れられていない。

このような場合、協会の収支予算書において「みやぎの企業ガイドブック」作成事業は補助事業として県の認定を得ているものではなく、これから補助金申請を行うこととなる事業である旨を当該収入及び支出を明らかにして明示するよう協会側を指導すべきである。

なお、協会からの「みやぎの企業ガイドブック」作成事業実施にかかる補助金額の変更申請は平成 12 年 12 月 5 日付けでなされ、同年 12 月 26 日付けで県の変更決定がなされている。

補助事業の効果測定について

補助金支給対象事業である「みやぎの企業ガイドブック」は、その実績確認として完成物を入手しているが、それが有効利用されているかどうかについての確認・把握は特になされていない。

平成 12 年度は 10,000 部のガイドブックが作成されていたが、それがどのように配布されたか、死蔵されているものはないか等について協会から報告を求めるなどの効果把握を行うべきである。

14. 宮城県高年齢者労働能力活用事業補助金

(1) 制度の概要

目的

高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を生かした地域社会づくりに寄与することを目的とするシルバー人材センター及びその連合（シルバー人材センター連合）の育成を図るため、補助金を交付する。

補助対象事業

シルバー人材センターが行う以下の業務とシルバー人材センター連合が行う以下の事業が補助対象となる。

（シルバー人材センター）

- ・ 臨時的かつ短期的な就業を希望する高年齢者に対する希望と能力に応じた就業機会の確保及び提供
- ・ 高年齢者の就業に関する相談、情報収集及び提供
- ・ 会員の技能訓練の実施 など

（シルバー人材センター連合）

- ・ 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のための当該就業機会の確保及び組織的な提供
- ・ 高年齢者の無料職業紹介事業の実施
- ・ 高年齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業に必用な知識及び技能の付与を目的とした講習
- ・ シルバー人材センターに対する事業及び運営の支援 など

補助事業者等

市町村が設置したシルバー人材センター及びその連合（シルバー人材センター連合、以下「連合」という。）

補助金額

(単位：千円)

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
37,750	36,500	31,350	23,370	27,370

補助金の交付は昭和55年度より行われている。

補助金額の算出

各センターに対する補助金は、会員数に応じた 3 ランクの定額 (2,000 千円、1,500 千円、1,000 千円) である。ただし交付期間は設立年度を含めた 5 年間に限られている。

また、連合に対する補助金は補助対象経費 (管理費、事業費) の 2 分の 1 相当額である。ただし会員数および就業延人員に基づく 3 ランクの限度額 (23,000 千円、22,000 千円、21,000 千円) がある。

(2) 指摘事項

各センターに対する補助金交付期間について

現在、県から各センターに対する補助金は、設立後5年間と定められている。各センターに対しては国からの補助金も交付されるが、国の補助金交付を受けるためにはある程度の活動実績が必要であり、県の定めた補助金交付期間は、国からの補助金交付を受けられるようになるまでの立上げ期を想定しているものである。

しかしながら、実際には5年を待たずに国からの補助金を受けられるようになるセンターもあり、しかもその収支状況をみると、県の補助金交付額を上回る額が次期繰越金として計上されているセンターもある (平成12年度、巨理町、松島町)。

(平成12年度の状況)

(単位：千円)

	巨理町	松島町
収入総額	146,830	100,387
〔うち県補助金	2,000	2,000〕
〔うち町補助金	13,600	7,000〕
〔うち国からの補助	10,532	7,000〕
支出総額	143,945	93,612
次期繰越金	2,885	6,775
設立からの期間	5年(最終)	4年

次期繰越金は、次年度4月上旬の支払準備のために必要であり、県としてもある程度の繰越金は認めているとのことであるが、両センターの繰越金の額を勘案すれば、国からの補助の対象となったセンターに対しては、それ以後の県補助金を減額する等の措置をとったとしてもセンター運営上大きな支障は生じないと考えられる。

このような実状に合わせるため、補助金の支給期間を5年間と画一的に定めるのではなく、「期間を最長5年とし、その間に国庫補助支給団体となった場合には、残りの期間は支給額を逡減する。」等要綱の改正を検討すべきである。

15. 宮城県物産振興事業補助金

(1) 制度の概要

目的

県産品の販路拡張、需要開拓を推進するため、社団法人宮城県物産振興協会が行う物産振興事業に要する経費について、当該協会に対し補助金を交付する。

補助対象事業

県産品の販路拡張、需要開拓、愛用意識の高揚を推進する紹介宣伝会、研修会、講習会等の開催、調査研究等に要する経費について補助する。

補助事業者等

社団法人宮城県物産振興協会（以下「協会」という。）

補助金額

（単位：千円）

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
6,300	6,300	6,300	6,000	6,000

補助金の交付は昭和38年度より行われている。

補助金額の算出

補助金額は定額であり、県予算により決定される。

(2) 指摘事項

協会の財政状況について

協会の一般事業会計には、平成13年3月末において、以下の引当金が計上されている。

名 称	残高(千円)
退職給与引当金	13,053
商品陳列棚引当金	8,000
物産館建設資金引当金	15,000
車両購入資金引当金	1,700
物産振興引当金	15,500
合 計	53,253

これら引当金の過去3年間における繰入・取崩状況は以下の通りである。

		(単位：千円)		
		H10	H11	H12
退職給与引当金	繰入	3,500	5,500	3,200
	取崩	258	-	6,663
	残高	11,016	16,516	13,053
商品陳列引当金	繰入		200	
	取崩			
	残高	7,800	8,000	8,000
物産館建設資金引当金	繰入	300	200	
	取崩			
	残高	14,800	15,000	15,000
車両購入資金引当金	繰入	365	100	
	取崩			
	残高	1,600	1,700	1,700
物産振興引当金	繰入			500
	取崩			
	残高	15,000	15,000	15,500
合 計	繰入 ^a	4,165	6,000	3,700
	取崩	258		6,663
	残高	50,216	56,216	53,253
収支計算書の 当期剰余金 ^b		446	1,288	317
引当金計上前 当期剰余金 ^{b+a}		4,611	7,288	4,017

各年度における引当金の繰入・取崩状況を検討すると、いずれの引当金も明確な計上基準があるものではなく、当期剰余金の調整項目として計上されているものと認められる。

また、これら引当金の計上目的を検討すると、商品陳列棚引当金及び物産館建設資金引当金は、将来の物産館建設のための資金及び物産館の陳列棚の購入に充当するために引当てられているものであるが、現時点において物産館建設の具体的な計画等はなく、将来の漠然とした期待に対する引当金と言わざるをえない。かつて協会の事業として、仙台駅エスパルに「優良県産品売場」を設けていたが、当該事業は平成9年度をもって廃止しており、その後の状況を勘案しても、独自の物産館の必要性は乏しいものと思われる。

また、物産振興引当金は、県産品の振興を図るために、もしくは不測の事態に対応するための引当金とされているが、実質的には目的の特定されない留保金と認められる。

一方、退職給与引当金は、在職職員の退職給与を引当計上しているものであり、その必要性は認められるものである。（同引当金については平成12年度末の退職金要支給額が約27,000千円となっており、引当不足の状態である。）

また、車両購入引当金は、現在の公用車が平成3年7月の購入で既に買替期にあることから必要性は認められる（ただし、車両更新の際には購入かリース利用かの検討は必要であろう）。

必要性の認められる退職給与引当金と車両購入引当金を除いた引当金の残高は38,500千円となるが、実態面では同額の資金が具体的な目的のないまま協会内にプールされているといえる。

平成12年度において県は、協会の運営補助費として6,000千円の補助金を交付しているが、明確な目的のないまま積立てられている資金38,500千円の存在を考慮すれば、運営補助費は不要または縮減が可能な状況と判断される。

このような状況をふまえて、県は協会の財政状況を十分に査定し、協会の会計処理規定の見直しと、引当金については引当目的の整理、計上基準の明確化をしたうえで、不要・無目的と認められる引当金については計上のとりやめ、取崩し等を指導することにより、補助金支出の要否を再検討すべきである。

16. みやぎ路観光地整備事業補助金

(1) 制度の概要

目的

県内観光地の基盤整備促進を図るため、市町村が行う観光地整備に要する経費について、補助金を交付する。

補助対象事業

自然公園施設整備、体験観光施設整備、既存の博物展示施設のグレードアップ、道の駅整備、公衆トイレの新設・水洗化、観光客誘導標識整備等に要する経費について、補助する。

補助事業者等

観光地整備を行う市町村

補助金額

(単位：千円)

H10	H11	H12	H13 予算
100,000	97,500	80,000	80,000

補助金の交付は、平成8年度より行われている。平成12年度の補助件数は、18件であり、1,000千円から8,000千円まで幅がある。

補助金額の決定方法

みやぎ路観光地整備事業補助金交付要綱第2及び別表では、一事業当たりの補助率を直接工事費の2分の1以内、補助限度額を10,000千円とする旨、規定されている。県は、各市町村からの事業実施に対する調査結果と県の補助金予算を鑑みて、各事業への補助金額を決定する。

計画段階と実績で、経費が変更となる場合の手続き

要綱第5では、経費の配分を変更する場合には、事業計画変更承認申請書により知事の承認を受ける(ただし、金額の変更が10分の1以内であれば、知事の承認はいらない)旨、規定されている。

市町村の整備事業着工時期

みやぎ路観光地整備事業実施要領第5では、補助金の交付決定を受けた後に着工（入札の執行日も含む）する旨、規定されている。

(2) 指摘事項

要綱第5違反のケース

平成12年度に、計画段階と実績で10%超経費が変更されていたのが、次のとおり2件あった。県は、実績額によっても補助限度額（経費の2分の1まで、かつ、10,000千円まで）に抵触せず、補助金額を変える必要がないという理由で、事業計画変更承認申請書を入手していない。要綱第5に違反している。

	計画段階		実績	
	経費（千円）	補助金（千円）	経費（千円）	補助金（千円）
A市	43,000	7,500	31,584	7,500
B町	20,402	3,500	17,850	3,500

要綱第5の規定は、当初の経費配分と実績が10%を越えて変動した場合、特に計画段階より実績の経費が減少した場合、計画段階での補助金額の算出根拠が変化したことを把握して、補助金額の見直しを行う意味もあると考えることができる。従って、計画段階より実績の経費が10%超減少した場合、補助金額の見直しを行うことを要綱上明示すべきである。この場合、経費の減少割合分だけ補助金額を減額することとなる。これにより、市町村は、補助金額の減額に至らないよう、計画段階での経費見積りの精緻化努力を行うこととなり、計画段階と実績の経費における乖離幅の縮小が期待できる。計画段階で決定された補助金額以外は、当初より市町村負担となるものであるから、計画段階より実績の経費が下回り、経費減少割合分だけ補助金額が減額されても、市町村にとっては当初以上の負担は生じず、県にとっては、補助金を減額しても、計画段階と同じ効果が得られることとなる。以上の考え方から、A市及びB町について、経費減少割合分だけ補助金額を減額していれば、次のとおり2,429千円だけ補助金を節約でき、他の原資として有効活用できたはずである。（単位：千円）

	計画段階		実績の 経費（ ）	経費減少割合分 だけ補助金額を減額 した場合の補助金 (= ÷ ×)	補助金 節約額 (-)
	経費 見積り額 ()	補助金 ()			
A市	43,000	7,500	31,584	5,508	1,991
B町	20,402	3,500	17,850	3,062	437
合計		11,000		8,570	2,429

制度運用の見直し

現在、県では補助要望のある市町村に対し、予算の範囲内で満遍なく補助している。しかし、観光地を抱える市町村では、観光地のイメージアップによる経済効果を目指し、必要であれば県の補助の有無に係らず、観光基盤整備を行うであろう。平成8年度に始まった当該補助金も、既に6年を経過しており、一定の成果は出ている。年々補助枠を減額する中で、最大の効果を得るには、市町村の要望を取捨選択し、全体的な削減ではなく、重点配分による補助効果を目指すべきである。

17. 宮城県農業会議補助金

(1) 制度の概要

目的

農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するため、宮城県農業会議（この項で 農業会議という）の経費の補助を行うもの。

補助対象事業

農業会議の経費のうち、会議員及び職員に対する人件費及び「農業委員会等に関する法律」第四十条2項により行う事業（農業委員会の委員等の講習及び研修等）に要する経費のうち「農業委員会交付金等交付要綱」（以下「要綱」）で定められたものに対して交付される。

補助事業者等

農業会議に対して交付される。

補助金額

（単位：千円）

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
77,310	77,220	81,616	79,781	78,447

補助金額の算出

補助対象事業の具体的な対象経費は「要綱」に定められているが、補助率は「当該経費の 10 / 10 以内」としてしか定められていない。この補助

事業には国も補助金を支出しているが、国と県の補助金の負担割合について決められたものはない。実際には、会議員及び職員に対する人件費のうち、会議員手当については全額国が負担し、職員設置費は国の負担を控除した残額の70%、を県が負担している。その他の事業費については国と県が同額を負担している。

(2) 指摘事項

交付金の支出基準の文書化について

この補助金について県負担額算出の具体的な基準が文書化されていない状況となっている。交付要綱上は、経費の10分の10以内 という記載があるのみであり、予算額算出上は職員設置費については「(人件費の総額 - 国庫の内示額) × 70% = 県負担額」その他の事業費については「国と同額」として補助金の県負担額を計上している。しかし補助金確定額は計算諸要素の確定を待って計算されるが、その計算ルールについての根拠規定はない。現状で対応できる内容で文書化し、基準を明らかにしておくべきである。

実績報告の報告内容について

農業会議からのこの補助金に関する実績報告において、農業会議費補助金科目の運営事務費と啓蒙宣伝費の内訳科目の金額が区分掲記されず一括記載されている。この中には補助対象支出と対象外支出が含まれているので、補助金との対応を明確にするため、内訳科目毎に記載するよう指導する必要がある。

18. 農地保有合理化推進事業

(1) 制度の概要

目的

農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有合理化を推進し、本県農業の発展を図ることが目的である。

補助対象事業

農地保有合理化事業(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号))

第4条第2項に規定する農地保有合理化事業)であり、具体的には農地保有合理化促進事業、農地保有合理化緊急加速事業、農地保有合理化総合推進事業、農地保有合理化関連融資事業、土地利用型大規模農業育成事業、農用地利用集積特別対策事業、認定農業者連携事業体育成事業、中山間農地保全対策事業、中山間地域農地保全支援事業、特定農業法人育成促進事業が対象である。補助金は主として上記事業に関して事業者が土地を取得した場合に要した経費(借入金利息を含む)について交付されている。

補助事業者等

農地保有合理化法人(宮城県農業公社等)に対して交付される。

補助金額

(単位:千円)

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
469,602	417,851	454,502	434,245	470,146

補助金額の算出

補助対象事業の具体的な対象経費は「要綱」に定められているが、補助率は「当該経費の10分の10以内」としてしか定められていない(一部2分の1以内のものあり)。補助金は県の他、国からも支出され、県の負担分は、要綱に規定される県の補助金支出額から、国の要綱で規定されている国の負担分を控除された残額である。

(2) 指摘事項

交付金の支出基準の文書化について

この補助金について県負担額算出の具体的な基準が文書化されていない状況となっている。交付要綱上は、経費の10分の10以内という記載があるのみであり、国からの補助金を除いた額を県費とすることについて交付金の具体的な支出基準が文書化されていない。現状に対応できる内容で文書化し、基準を明らかにすべきである。

事業者が土地を取得した場合の借入金利子に対する補助金について

宮城県農業公社(以下この項で 公社)が行う農地保有合理化推進事業に関して、県は当該事業のために取得する土地の購入資金を借入金で調達した場合の利子に対し補助金を交付している。この事業は、公社が小規模

農家等から土地を購入し、市町村が認定した農業者等（以下この項で 認定農業者等）に売却することによって農地保有合理化という制度の趣旨を達成するものであるが、県の補助金は、公社が土地購入資金を借入金で調達した場合に、当該土地を売却し代金を回収するまでの間の借入金利子に対して交付されるものである。ただし、補助金の交付期間は上限があり、売却することを条件に土地の貸付を行う制度においては最長10年、それ以外（短期売買目的）の場合においては最長5年となっている。

ここで、公社の収支報告書によれば、最近5年間の短期売買目的の土地の売却等の実績は以下のとおりとなっている。

(金額単位:千円)

摘 要	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度
(用地売却収入)					
合理化特別事業	1,149,239	1,882,698	395,736	323,090	557,693
緊急加速特別事業	-	-	914,790	939,137	1,019,554
その他	621,338	495,668	150,125	29,660	30,859
合計	1,770,577	2,378,366	1,460,651	1,291,887	1,608,106
(利子補助金収入)					
合理化特別事業	126,770	146,042	106,357	86,866	63,754
緊急加速特別事業	-	-	19,760	53,764	61,999
その他	37,533	32,368	25,950	23,589	14,726
合計	164,303	178,410	152,067	164,219	140,479
(支払利息)					
合理化特別事業	131,343	147,435	112,654	94,765	83,832
緊急加速特別事業	-	-	20,031	53,805	62,474
その他	39,296	35,853	26,406	24,314	15,664
合計	170,639	183,288	159,091	172,884	161,970
(売却用土地残高)					
合理化特別事業	2,561,660	2,534,924	2,398,102	2,187,130	1,666,270
緊急加速特別事業	-	-	1,030,133	2,125,044	2,475,643
その他	160,177	179,089	128,447	102,434	74,280
合計	2,721,837	2,714,013	3,556,682	4,414,608	4,216,193
(売却用土地 に対する借入金残高)					
合理化特別事業	2,972,926	3,030,107	2,550,060	2,314,473	1,881,595
緊急加速特別事業	-	-	1,259,323	2,208,028	2,629,794
その他	266,135	296,238	295,184	230,302	170,606
合計	3,239,061	3,326,345	4,104,567	4,752,803	4,681,995
(売却用土地回転 期間 = ÷)	年	年	年	年	年
合理化特別事業	2.2	1.3	6.1	6.8	3.0
緊急加速特別事業	-	-	1.1	2.3	2.4
その他	0.3	0.4	0.9	3.5	2.4
合計	1.5	1.1	2.4	3.4	2.6

(補助金の利息に対する 割合 = ÷)					
合理化特別事業	96.5%	99.1%	94.4%	91.7%	76.0%
緊急加速特別事業	-	-	98.6%	99.9%	99.2%
その他	95.5%	90.3%	98.3%	97.0%	94.0%
合計	96.3%	97.3%	95.6%	95.0%	86.7%

上表より、短期売買目的の土地及び借入金の残高（ 、 ）は緊急加速特別事業が平成10年度から開始されたこともあって急増しているが、売却（ ）が進まないことから、長期滞留が発生しており（売却用土地回転期間 の増加）、特に合理化特別事業において顕著であることが読み取れる。さらに、補助金の利息に対する割合が合理化特別事業において急に低くなっている（ ）が、これは、補助金の交付期限を越えても売却できない土地が増加していることを意味しており、平成12年度末において土地残高のうち448,029千円を占めるに及んでおり、このような長期滞留土地はこれまでの傾向から今後も増加することが十分考えられる。

この事業は、本来、農業経営の規模の拡大、農地の集団化等の合理化を行うものであり、効率よく小規模農家等から土地を取得し早期に認定農業者等に売却し、円滑に制度を運用するために公社が事業主体となっているものである。従って、公社は認定農業者等の土地需要を十分に検討した上で土地の取得を行う必要があり、取得後は速やかに売却できるものでなければならないのであって、小規模農家等が土地を手放すからといって、売却の見込みが立たないものについては無計画にこれを取得すべきではないといえる。売却の時期が遅れることは、交付期間に限度があるとしても補助金交付額の増加を招き、これが売れ残ることにもなれば多額の補助金はその趣旨を生かせず無駄となってしまう。また、公社にとっては補助金交付期限経過後の借入金利子は全額負担することとなることから、その経営を悪化させる要因にもなっている(平成12年度の公社の決算では 880,717千円の繰越欠損が生じている)。

なお、長期滞留土地に限らずこの事業のために公社が所有する土地は全て認定農業者等に貸出されているが、これらの土地はあくまで売却目的で公社が取得したものであることから、現在の耕作者（借受者）を中心に売却を促進するよう県は公社を指導すべきである。加えて、県は公社に対し、事業遂行にあたって合理的な計画を策定し、認定農業者等への売却が円滑に行われるように土地の取得を行うよう指導し、本件事業に係る補助金交付を最小限に抑え、かつ補助金を有効に活用するようにしなければならない。

19. みやぎの水田農業支援事業補助金

(1) 制度の概要

目的

宮城県水田農業振興基本方針に基づき、需要に応じた米の計画的生産への転換を図り、水稻を作付けしない水田を有効利用しながら生産・販売戦略と連携した麦・大豆・飼料作物等の定着・拡大の推進を助長し、安定した水田農業経営の確立に資することを目的とする。

補助対象事業

以下の事業を実施する

(a) 転作営農条件整備事業

生産性の高い水田営農の確立を目指す営農集団等に対し必要な条件整備を進めるとともに、景観形成や国土保全等水田の持つ多面的機能に着目した取組に対し支援を行う。具体的には、用排水施設等の整備、栽培管理用機械の導入、集団営農用生産施設・集荷場等の整備、学童農園・環境美化作物園等の設置等を行う事業の支援である。

(b) 水田農業円滑化推進事業

水田農業経営確立対策の円滑な推進を図るため、生産者団体を中心とする推進体制を整備するとともに、集落の自主的な調整活動を助長し、地域の創意工夫による生産性の高い水田営農を実現する事業である。具体的には、転作推進委員の資質向上に対する助成、生産調整目標面積の調整等を行う土地利用会議等への助成等の事業である

(c) 水田麦・大豆等生産性向上支援事業

水田農業推進協議会の担い手農家の育成・確保活動を支援し、農地利用集積を促進するとともに、汎用化水田における高度利用と土地利用型作物の品質・生産性の向上を図る事業である。具体的には、麦・大豆・飼料作物のいずれかを含くめた水田の高度利用等による土地利用率・機械利用率の促進を行う等の事業である。

補助事業者等

市町村、農業者の組織する団体並びに農業団体等が行う事業については当該市町村、宮城県農業協同組合中央会、宮城県農業会議等の県域団体等が行う事業については当該団体が補助事業者等である。

補助金額

(単位：千円)

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
-	-	-	226,305	207,157

この制度は、平成 12 年度から水田農業経営確立対策が国の転作制度となり、従来の転作制度と内容が大幅に変更されたことに伴い、従来行われていた「転作営農条件整備事業」「生産調整円滑化推進事業」等を統合し「みやぎの水田農業支援事業」として新たに発足したものである。

補助金額の算出

「みやぎの水田農業支援事業費補助金交付要綱」により、事業別、事業の内容別に補助率が定められている。

(2) 指摘事項

補助金の定額支給について

水田農業円滑化推進事業(米づくり委員会、集落ぐるみ団地化促進)、水田麦・大豆等生産性向上支援事業に関する補助金の額について、交付要綱では事業費の 1/2 以内あるいは 1/3 以内となっているが、実態は県で予め定めた標準事業費の 1/2、1/3 を交付しており、実質的には標準事業費に変更のない限り定額交付となっている。しかしながら、補助金の算出の基礎は標準事業費ではなく、実際の事業費に基づくものとするべきであり、交付要綱を遵守し、実際の事業費を正しく報告せしめ、これに基づいて補助金の交付をおこなう必要がある。

補助事業の実績にかかる審査について

の事業について、上記のとおり実績報告書上、対象事業に係る支出金は標準事業費の額を記載しており、事業の実態が分かり難いものとなっている。県は実績報告書には、実際の支出額を記載するように補助対象事業者に求め、交付要綱の遵守をはかるべきである。また、当該補助金の審査は市町村及び各産業振興事務所が行っているが、支出額が正しいか否かについて、例えば領収書の照合までは行っていない場合があり、事業費以上の支出が行われている場合も、事業費以下の支出である場合も実質的なチェックが行われているとは言えない状況にある。

補助金の審査は、県民の税金からなる資金の用途の適正性を検証するものであり、形式的にはではなく事実にもとづく支出であることにつき厳正な

審査が必要である。

補助対象事業者における補助金の使用について

転作営農条件整備事業のうちハード事業については、県は補助対象事業者に対し、補助金による機械設備の購入については複数の販売先から見積もりを徴収し、購入先を決定するよう指導を行っており、実際に見積もりが徴求され最低価格で落札されているようであるが、以下の事項が検出された。

補助金交付先の一つである仙台農業組合米づくり委員会も、補助金による機械設備の購入の際は複数の見積りを徴収しているが、全てについてA農業協同組合（以下この項でA農協）とB商会（機種によっては他の業者を加えている場合もある）について見積り依頼がなされ、結果は全てA農協によって落札されている。ここで、仙台農業組合米づくり委員会は、A農協基幹支店内の12地区の地区米づくり委員会で組織され、役員はA農協の役員等で構成され、同委員会の会長にはA農協の組合長が就任しており、さらに、同委員会の事務局はA農協営農部・基幹支部におかれている。以上から、発注者である米づくり委員会と落札者のA農協は、内部関係者の間柄と推定することが出来、公正な入札結果は期待できないこととなり、この結果不当な補助金の支出につながりかねないものとなる。補助金の原資は県民の税金であって、交付を受けた補助対象事業者は、公正性を疑われる取引を行うべきではない。この場合、A農協に入札資格を与えないで入札を行わしめるか、利害関係のない第三者機関により入札を実施し購入先を決定する等の方法によるよう県は指導を行うべきである。

20．青果物価格安定対策事業費補助金

（1）制度の概要

目的

生産者が農協、JA全農宮城を通じて市場に出荷した野菜・果実・花きの販売価格が、低落して補償基準額を下回った場合に、価格差額補給金を交付することにより、生産農家の経営安定と生産の振興をはかり、もってこれら青果物の生産及び価格の安定を図ることが目的である。

補助対象事業

- ・野菜供給安定基金が行う野菜生産出荷安定法 15 条第 1 項第 1 号に規定する生産者補給交付金に係る資金造成事業
- ・(社)宮城県青果物価格安定相互補償協会(以下この項で「協会」という)が特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領に基づいて行う価格差補給事業に係る資金造成事業及び一般青果物価格補償事業に係る資金造成事業に要する経費補助である。

補助事業者等

野菜供給安定基金及び(社)宮城県青果物価格安定相互補償協会である。

補助金額

(単位：千円)

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
41,302	26,607	34,943	73,240	65,239

補助金額の算出

対象青果物に係る価格差補給資金について造成すべき資金の額(交付準備金)から既に造成した資金の残存額を差し引いた額に対して、30%を県の補助金として支出する。

(2) 指摘事項

資金造成資金の用途について

協会では「青果物価格安定資金造成事業」については特別会計によって会計整理を行っているが、一般会計の資金不足についてこの特別会計から一般会計への資金移動により、その補填を行っている。当該資金移動は平成6年度から発生しており、平成12年度までの合計額は、38,404千円となっている。この件につき県は、上記資金は特別会計で受け入れた補助金等による拠出金そのものではなく当該資金の果実(運用収益)であること、また、同協会の管理業務は本来出資金からの果実で行うことを想定していたが、預金金利の長期低迷により管理業務向け資金の調達が困難であることを理由に認めてきているとしている。なお、過去一般会計に繰り入れられた金額の県の補助金支出額に相当する額は、11,521千円となっており、これは補助金の目的外支出に該当することとなる。

これに対し、県の当該補助金の支出目的はあくまで「青果物価格安定資金」の資金造成であり、例え果実部分であっても当該資金移動は補助金の

支出目的に適合しているとは言えないこととなる。この制度は加入者の申し込みにより積み立てるべき交付準備金の額が決定され、当該期の資金拠出額は前期末の準備金残高と要積立残高の差額となっており、これにより県の補助金の額も決定される。従って、特別会計に繰入れられた資金を一般会計に移動させることは、本来の支出目的の準備金を減額することにより補助目的を滅殺することとなるので、当該処理を取りやめるよう協会を指導すべきである。また、同協会では、国の制度である「特定野菜等供給産地育成資金造成事業」も「青果物価格安定資金造成事業」と一緒に特別会計で整理を行っているが、こちらの資金の一部も一般会計に繰り入れられているので、同様の対応が必要である。なお、一般会計の不足資金については、第一義的には、この補償制度の受益者となる会員に負担を求めべきであると言える。

交付準備金の額について

過去5年間において、県の補助金や生産者の負担金などで資金造成された交付準備金を原資として、支払われた補給額の状況は以下のとおりである。

1. 交付準備金に対する補給金額の推移 (金額単位：千円)

年度	区分	種類	交付準備金	補給金	交付率
					/
平成9年度	一般青果	野菜	507,895	93,863	18.5%
		果実	34,637	20,892	60.3%
		花き			
	特定野菜		53,499	5,218	9.8%
		計	596,031	119,973	20.1%
平成10年度	一般青果	野菜	485,118	94,466	19.5%
		果実	27,075	11,355	41.9%
		花き			
	特定野菜		40,778	3,785	9.3%
		計	552,971	109,606	19.8%
平成11年度	一般青果	野菜	491,967	152,024	30.9%
		果実	26,470	0	0.0%
		花き			
	特定野菜		43,127	6,201	14.4%
		計	561,564	158,225	28.2%
平成12年度	一般青果	野菜	562,071	208,076	37.0%
		果実	25,330	10,913	43.1%
		花き	14,780	8,452	57.2%
	特定野菜		48,710	9,886	20.3%
			計	650,891	237,327

この表より、交付準備金に対する補給金の実支払額の割合が低水準で推移していることがわかる。さらに、協会の平成 12 年度事業報告で、平成 12 年度の交付率で過去最大の発動率であると述べていることは、交付準備金の水準はかなり過大に設定されてきたことを表明していることとなる。

次に交付準備金の受入（資金造成）支払、残高の推移を見てみることにする。

2. 交付準備金の推移

（単位：千円）

年度	種類	前年度残高	受入額	補給額	返戻	本年度残高
平成9年度	一般交付	376,911	165,621	114,755		427,777
	特定交付	26,233	8,564	5,219	2,454	27,124
	計	403,144	174,185	119,974	2,454	454,901
平成10年度	一般交付	427,777	84,416	105,822		406,371
	特定交付	27,124	2,692	3,786	5,079	20,951
	計	454,901	87,108	109,608	5,079	427,322
平成11年度	一般交付	406,371	112,065	152,024		366,412
	特定交付	20,951	6,201	6,201		20,951
	計	427,322	118,266	158,225	0	387,363
平成12年度	一般交付	366,412	235,768	227,442		374,738
	特定交付	20,951	11,214	9,886		22,279
	計	387,363	246,982	237,328	0	397,017

この表からわかることは、交付準備金の前年度残高が常に当年度補給金支払額よりも多くなっていることである。これは、各年度において補給金支払額に見合う資金が常に年度始めには手当てされることを示している。

これらの実態分析により次の事項が指摘できる。

(a) 交付準備金の水準の適正化について

現状では、交付準備金はその半分も使用されておらず、準備された資金が有効に活用されていない状況にある。県の補助金支出に関しては、補給金支出の水準が補助金等で手当てされた交付準備金の水準より低いために、県民の税金からなる補助金が有効に活用されていないこととなる。また、この結果当該資金を寝かせていくことにより得た果実を補助金支出の目的外である管理費に充当される余地を作り出しているといえる。

交付準備金は対象品目の過去 5 年間の市場平均価格を基準にして算出された基準価格から一定の算式に基づいて計算された「資金造成単価」に品目毎の予約申込数量を乗じて計算され、補給金は基準価格と

平均販売価格の差額から算出された単価に出荷数量（予約申込数量が限度）を乗じて計算される。ここで、「１．交付準備金に対する補給金額の推移」の表でみたように交付率が毎年度低いのは、

(イ) 計算された資金造成単価の水準に問題がある。

(ロ) 予約申込数量が出荷数量と比べ過大である

ことに原因がある。

県としては協会に対し資金造成単価を現状に合った計算方法に見直しすることと、制度の参加者に対し予約申込数量の見積り方法の見直しを指導し、交付準備金が適正な水準となるよう改善を促すべきである。

「２．交付準備金の推移」の表でみるとおり、現在の交付準備金の残高は過去の補給金支給実績からみれば多すぎる水準にあることから、上記の見直し後の水準で交付準備金を保持することになれば、一時的に県の補助金支出は相当程度圧縮されることとなる。なお、交付準備金の水準の見直しにより、不測の状況により準備金が不足する事態になった場合は、補助金会計で保持する調整積立金により手当てすることになる。

(b) 補助金の支出方法について

補給金は対象青果物の価格が下落した場合に支払われるのであり、下落がない期には支払う必要のないものである。従って、交付準備金は支払う必要が生じた時に必要額があればよいということにもなる。よって、県の負担する補助金については、予め年度当初に支払限度額につき予算措置を行っておき、拋出が必要となった時点で要請にもとづき実際に支払うという方法で対応することを検討すべきであろう。この方法によれば、補助金により造成される資金を無駄に寝かせておくことはなくなり、有効に活用できることとなる。

2 1 . 効率的養蚕産地育成推進事業補助金

(1) 制度の概要

目的

近年の養蚕業を取り巻く厳しい環境に対応し、効率的・安定的な経営によって将来の繭生産を担う中核的養蚕農家を育成・確保するとともに、これらを核とした養蚕産地を育成するため、新たに養蚕団体を中心として

安定的な普及指導活動を行う体制を整備し、生産性の高い養蚕産地の育成を計画的に推進することを目的とする。

補助対象事業

養蚕産地再編推進事業

補助事業者等

宮城県養蚕産地育成協議会（以下この項では「育成協議会」という）

補助金額

（単位：千円）

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
9,402	8,293	6,956	6,459	6,487

補助金額の算出

補助金の交付金額について県が定める「効率的養蚕産地育成推進事業補助金交付要綱」上、「養蚕産地再編推進事業に要する経費で、予算で定める範囲内とする」旨 規程されているだけであり具体的な記載はない。実際には、国が定める「効率的養蚕地育成対策事業補助金交付要綱」に基づいて査定した金額につき、農畜産業振興事業団と半分ずつ補助を行っている。

（２）指摘事項

補助金の算出基準について

補助金の交付金額について県が定める「効率的養蚕産地育成推進事業補助金交付要綱」上、「養蚕産地再編推進事業に要する経費で、予算で定める範囲内とする」旨 規程されているだけであり具体的な記載はない。実際には、県と農政局とのヒアリングが行われた後、国が定める「効率的養蚕地育成対策事業補助金交付要綱」に基づいて査定した金額につき、農畜産業振興事業団と半分ずつ補助を行っているが、補助金の支給対象、支給金額の計算方法等につき、県の交付要綱における規程化が必要である。

概算払いの理由の明確化について

育成協議会は、平成 12 年 6 月 20 日に県に対して概算払請求書を提出し、県はこれに応じて概算払いを行っている。しかし、当該概算払請求書には概算払が必要な理由は記載されていない。概算払いの理由は、当該補助対

象事業の支出の殆どが養蚕産地育成指導員に対する手当であること、育成協議会の収入の殆どが補助金であることから、補助金の交付がなければ、人件費の支払が行われ得ないことによるということであるが、県が概算払行うにしても確たる理由が必要であるはずであり、概算払請求書上、理由を記載するよう育成協議会に対し指導が必要である。

2.2 . 優良系統豚維持強化学業費補助金

(1) 制度の概要

目的

優良系統豚の維持強化に要する経費につき補助金を交付することにより、宮城県の系統豚の普及円滑化を図り、県下養豚農家の経営安定に資することを目的とする。

補助対象事業

全国農業協同組合連合会宮城県本部が行う優良系統豚維持強化学業。具体的には系統豚ミヤギノの維持を行うものである。

補助事業者等

全国農業協同組合連合会宮城県本部（以下この項で「連合会県本部」という）

補助金額

（単位：千円）

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
10,000	10,000	10,000	9,000	9,000

補助金額の算出

定額補助である。制度開始（平成2年度）から 10,000 千円の補助金支出を行っていたが、県の財政悪化に伴い平成12年度から 9,000 千円となった。

(2) 指摘事項

補助対象経費明確化について

優良系統豚維持強化学業費補助金交付要綱では、「優良系統豚の普及を円滑に実施するため、連合会県本部が行う系統豚ミヤギノの維持に要する経費」に対して「定額」の補助を行う旨の記載があるのみであり、対象となる具体的な経費の内訳が記載されておらず、実際の交付額(10,000千円、なお平成12年度から9,000千円)の根拠も不明である。よって、補助金の金額については、対象とする経費を具体的に決定し、交付要綱上明確にしておく必要がある。これを明確にした上で、対象経費毎の実支出額を事業実績報告書によって報告を求め、交付した補助金との整合性を検証すべきである。これらの点について交付要綱の見直しを行う必要がある。

2.3. 牛炭疽発生予防事業補助金

(1) 制度の概要

目的

牛炭疽の発生を未然に防止するため、牛炭疽の予防接種を行い、酪農経営の安定と健全な畜産食品の生産に貢献し、もって畜産の振興に寄与することを目的とする。

補助対象事業

牛炭疽の発生を未然に防止するため、県内に飼育されている乳用牛及びその同居牛を対象として行われる牛炭疽予防接種に係る事業。

補助事業者等

(社)宮城県家畜畜産物衛生指導協会(以下この項で「指導協会」という)

補助金額

(単位：千円)

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
1,734	1,578	1,320	1,602	1,560

補助金額の算出

予防接種を行った牛 1 頭に対し 60 円が補助される。この病気は、食肉、牛乳を通して人にも感染するため、県内の乳牛（成牛）全頭に対して実施される。予防接種の効果は半年であり毎年実施されるものであり、補助金額は、予防接種頭数（計画頭数を上限とする）に 60 円を乗じた金額である。

（２）指摘事項

補助対象経費の明確化について

補助金の交付を受ける者は、当該事業については極力他の事業と区分して事業収支を把握、計算を行うことが必要とされる。けだし、県の補助事業における原資は県民の税金であるから、支出内容が当該補助金の交付目的にかなうものに限定すべきであって、漠然と補助金の交付目的には該当するようではあるが個々具体的に補助対象事業に関連付けられないような支出については、補助金の対象とするべきではない。

指導協会の決算書上、当該補助事業に係る直接的な経費は「事業費」として把握、区分しているが、「事務費」等間接的な経費は補助事業毎に把握していない。県に提出される事業実績報告書も、収入合計に支出合計を一致させる形式で作成されており、単純に収入 12,601千円から直接的経費である「ワクチン購入費」 2,083千円、「技術料」 6,438千円、「衛生資材費」 241千円を控除した差額を「事務費」 3,837千円として算出しているに過ぎず、当該「事務費」が明らかに当該補助金の目的となる支出であることの説明はどこにもない。これに対して、県では実績報告書提出に対して現地調査を行っているが、支出項目については収入以上の支出があることの確認を漠然と行っているだけであり、当該支出が補助事業の対象とすべき「事務費」に含まれてよいかについての検討は行っていない。

このような状況について、事業実績報告書上、明らかに補助事業の目的にかなう支出のみを計上するように県は指導すべきであり、目的にかなう支出であるか否かにつき適正な審査を行い、補助目的に明らかに適合する支出のみを補助の対象とするように改めるべきである。

補助対象経費に対する規程のあり方について

この補助金は、牛炭疽発生予防事業補助金交付要綱に従って支払われているが、「牛炭疽予防接種に要する経費」に対して「1 頭当たり 60 円」の補助金を交付する旨の記載があるだけであり、具体的な経費の内訳が記載

されておらず、「1頭当たり60円」とした根拠も不明である。補助金の金額については、対象とする経費を具体的に決定、交付要綱上明確にしておく必要がある。これを明確にした上で事業実績報告書において報告される対象経費毎の実支出額と交付した補助金との整合性を検証すべきである。

24. オーエスキー病ワクチン接種事業補助金

(1) 制度の概要

目的

養豚経営に甚大な被害を及ぼすオーエスキー病に対し、ワクチン接種による清浄化を図り養豚農家の安定的発展に資することを目的とする。

補助対象事業

オーエスキー病の清浄化を図るため、県の家畜保険衛生所における検査により陽性と判断された豚及び当該豚の隣接地域で飼育されている豚に対し、オーエスキー病を接種する。

補助事業者等

(社)宮城県家畜畜産物衛生指導協会(以下この項で「指導協会」という)

補助金額

(単位：千円)

H9	H10	H11	H12	H13 予算
7,000	7,000	6,500	5,225	6,390

補助金額の算出

予防接種を行った豚1頭に対し1回につき50円が補助される。この病気が発生した場合、一般に70%以上の豚が感染し、新生豚が感染した場合の致死率は100%に近い。従って、陽性と判断された豚及びその隣接地域で飼育されている豚に対して実施される。補助金額は、予防接種頭数(計画頭数を上限とする)に50円を乗じた金額である。

(2) 指摘事項

補助事業実績報告書について

指導協会の補助事業実績報告書と、決算書に次の通り相違がみられる。

(単位：千円)

	事業実績報告書	決算書	差額
事業収入	27,044	29,351	2,307
事業費	27,044	27,044	-
事業収支	-	2,307	2,307

上記について事業収入の差は、事業実績報告において事業費の額に事業収入の額を一致させた結果生じたものであり、実際の収入合計は決算書の額 29,351 千円である(補助金収入の額 5,225 千円については一致している)。また、事業実績報告書上の事業費は、直接経費である「ワクチン購入費」 14,980 千円、「技術料」 12,063 千円のみ記載しており、牛炭疽発生予防事業補助金収支で記載されている「事務費」等の間接経費は計上されていない。

事業実績報告に対する指摘事項は、「豚丹毒ワクチン接種事業補助金(2)指摘事項 補助事業実績報告書について」を参照の事。

補助対象経費に対する規程のあり方について

オーエスキー病ワクチン接種事業補助金交付要綱では、「オーエスキー病ワクチン接種に要する経費」に対して「1頭1回当たり 50 円」の補助金を交付する旨の記載があるだけであり、具体的な経費の内訳が記載されておらず、「1頭当たり 50 円」とした根拠も不明である。

なお、この指摘事項については、「牛炭疽発生予防事業補助金(2)指摘事項 補助対象経費に対する規程のあり方について」を参照の事。

2.5 . 豚丹毒ワクチン接種事業補助金

(1) 制度の概要

目的

豚丹毒の発生予防を図り、養豚経営の健全な発展に資することを目的とする。

補助対象事業

豚丹毒発生予防のため、県内の養豚農家で飼育する豚に対し、豚丹毒ワクチンを接種する。

補助事業者等

(社)宮城県家畜畜産物衛生指導協会(以下この項で「指導協会」という)

補助金額

(単位：千円)

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
16,051	15,200	15,200	7,619	7,600

補助金額の算出

予防接種を行った豚1頭に対し1回につき38円が補助される。この病気は人にも感染するため、県内の豚全頭に対して実施される。豚は比較的早期に商品化されるため、通常は1度の接種で済んでいるが、種豚は毎年接種されている。補助金額は、予防接種頭数(計画頭数を上限とする)に38円を乗じた金額である。

(2) 指摘事項

補助事業実績報告書について

指導協会の補助事業実績報告書と、決算書の数値に次の通り相違がみられる。

(単位：千円)

	事業実績報告書	決算書	差額
事業収入	35,478	42,093	6,615
事業費	35,478	35,478	-
事業収支	-	6,615	6,615

上記について事業収入の差は、事業実績報告において事業費の額に事業収入の額を一致させた結果生じたものであり、実際の収入合計は決算書記載の額どおり42,093千円である(なお、補助金収入の額7,619千円については一致している)。また、事業実績報告書上の事業費は、直接経費

である「ワクチン購入費」 11,146 千円と「技術料」 24,332 千円のみ記載しており牛炭疽発生予防事業補助金収支で記載されている「事務費」等の間接経費は計上されていない。

事業実績報告書における支出額の記載方法については、「牛炭疽発生予防事業補助金（２）指摘事項 補助対象経費の明確化について」において記載した内容と同様であるが、収入額についても補助対象事業における全収入額につき正しく報告を求めるべきである。当該事業に係る収支を正しく把握することにより補助金の必要度合が判定可能となるものであり、もし、補助金がなくとも事業が実施可能であればこれをあえて交付する必要はなく、県民の福祉向上のため当該資金を本当に必要としている他の事業に充てることが出来るのである。補助金がなくとも事業が実施可能となれば、当該補助金を実質的には補助対象事業以外に流用されているということも意味することになる。

県は事業全体の収入・支出及び収支差額についても正しく報告を行わせしめ、当該事業の実態を正しく把握すべきである。

補助対象経費に対する規程のあり方について

この補助金は、豚丹毒ワクチン接種事業補助金交付要綱に従って支払われているが、「豚丹毒ワクチン接種に要する経費」に対して「１頭当たり 38 円」の補助金を交付する旨の記載があるだけであり、具体的な経費の内訳が記載されておらず、「１頭当たり 38 円」とした根拠も不明である。

なお、この指摘事項については、「牛炭疽発生予防事業補助金（２）指摘事項 補助対象経費に対する規程のあり方について」を参照の事。

26 . 宮城大学研究補助金

(1) 制度の概要

目的

県立宮城大学における学術研究を推進し研究基盤を形成するため、所属する教員が行う学術研究に要する経費について、補助金を交付する。

補助対象事業

大学における教育研究のために必要とする「設備備品費」「需要費」「内外国旅費」「謝金」「その他」に係わる購入、支払経費について補助する。

補助事業者等

大学に所属する教員(研究者...教授、助教授、講師、助手)

補助金額

(単位：千円)

H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
111,761	123,463	110,414	115,371

補助金の交付は平成10年度より行なわれている。

補助金額の算出

補助金額は一般研究費と特別研究費に区分して算出されるが、補助金の大部分を占める一般研究費は国が定める「国立大学教育研究基盤校費概算要求分」に準じた算出方法により予算枠が決定される。その後、大学教授会において、教授、助教授、講師、助手の身分に応じた一定額が予算の枠内で各研究者に割当てられる。

(2) 指摘事項

補助金額の算出方法について

補助金の算出は上記のとおり、総枠算出、定額配分方式と言われる方法が取られてきている。平成9年大学開学当時は研究実績もこれからという段階で、この方式でやむを得なかったと思われるが、この補助金の目的とする学術研究は個々の研究者が担い手となって進められるものであることからすれば、補助金算出の基本は、個々の研究者の目指す学術研究に要する必要研究費に基づくべきことになる。

現在の、研究者の身分による定額割当て方式では、補助金の多寡と学術研究の軽重がリンクしておらず、補助金の効果の有無が判然としない。割当てられた補助金で不足する研究者もあれば、単年度内での予算執行に苦慮する研究者もいるものと推測される。

よって、補助金の算定方式は、個々の研究者の必要研究費の積上げを基本とする方法に早急に転換すべきである。なおこの場合、研究費の総枠につき限度設定を設けることも検討しなければならない。研究者毎の必要研究費の積上げを基本とすれば、研究毎の重点配分が可能となり、有功、有用な研究に加速度を与え補助効果を高めることができるとともに、不要、不急な研究費支出を絞込み補助事業費全体の縮減を可能とすると考えられ

るので、早急な検討が必要である。

27. 宮城県社会福祉協議会補助金

(1) 制度の概要

目的

県内の民間社会福祉活動の育成、援助等を行い、社会福祉増進に寄与するため、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（以下「県社会福祉協議会」という。）の行う事業の経費に対して補助金を交付する。

補助対象事業

県社会福祉協議会は市町村社会福祉協議会をはじめ、民間社会福祉施設並びに関係団体との連絡調整支援及び組織強化・調査・研究・相談・情報の提供・ボランティア活動の振興、福祉教育等の事業を実施している。平成12年度は、1) 地域福祉権利擁護事業の本格実施、2) 福祉サービスに関する苦情解決体制の整備、3) 介護保険制度への対応、4) 市町村社会福祉協議会活動の活性化に向けた支援、5) 福祉従事者の資質向上と研修事業の充実強化、6) 全国情報ネットワークシステムの活用とボランティア・NPO活動の強化、7) 福祉の人材確保の拡大を重点事業に掲げ取り組んでいる。そうした県社会福祉協議会の事業に対して補助する。

補助事業者等

県社会福祉協議会の事業費として、また補助金の受入窓口は県社会福祉協議会となっているが、実質的に事業を行う傘下の7つの地方社会福祉協議会、及び市町村社会福祉協議会の活動費として使われる。

補助金額

(単位：千円)

H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2
366,835	373,303	394,561	253,768	290,658

さまざまな補助対象事業に対する補助金の合計額である。

(2) 指摘事項

会館事務室使用料の一部免除に係る補助金について

県社会福祉協議会は自己の所有する会館（昭和 49 年 1 月新築）の一部を 5 つの民間団体に有償貸与している。しかし通常収受する使用料が 1 m² 当たり 1,500 円で年間 3,038 千円となると、その賃料の一部である 890 千円を免除している。これに対し県は県社会福祉協議会に対して「民間社会福祉団体事務室使用料免除費」として上記免除相当額を補助金として交付しているものである。

過去 3 年間の補助金額は次のとおりである。

10 年度 実績	11 年度 実績	12 年度 実績
988 千円	988 千円	890 千円

5 民間団体が昭和 49 年を中心に会館へ入居するにあたり、新家賃が従来の家賃に対して高額になるためその差額相当分を県が負担することとし、これら 5 団体の家賃を従来水準とした経緯があり、それが現在まで継続しているものである。

補助金は地域福祉の担い手としての県社会福祉協議会の事業に対して交付されるものである。5 団体が県社会福祉協議会と関連の深い福祉団体であるとしても、補助金の支出目的が 5 団体の家賃軽減にあるならば、本補助金本来の目的から乖離しているといわざるをえない。したがって、この補助金は県社会福祉協議会に対する補助金とはいえ、廃止について検討すべきである。

具体的な支出実績の調査確認について

県社会福祉協議会が受け入れた補助金が、実質的に事業を行う県内の各市町村社会福祉協議会、あるいは地域・ブロックの拠点である 7 つの地方社会福祉協議会に対し、活動費として交付されるものに以下のようなものがある。

	補助対象事業名	平成 12 年度補助金額（千円）
(a)	生活福祉資金貸付事務推進事業	18,639
(b)	地方社会福祉協議会福祉活動指導員設置事業	29,834
(c)	地方ボランティアサブセンター運営事業	15,665
(d)	生活相談所運営事業	2,755
(e)	市町村ボランティアセンター活動事業	26,348
(f)	ふれあいのまちづくり事業	37,634

これらの補助事業について以下の問題点が指摘される。

(a) 生活福祉資金貸付事務推進事業

この事業においては生活困窮者に対する生活福祉資金の貸し付け制度運用に係る経費として、民生委員実費弁償費（1人当たり年間3,000円）市町村社会福祉協議会事務費（1市町村社協当たり80,700円）債権管理推進費（1県社協当たり1,119千円）を交付している。

過去3年間のこの事業に係る補助金額は次のとおりである。

10年度 実績	11年度 実績	12年度 実績
20,099千円	14,906千円	18,639千円

これら補助事業のそれぞれの実績報告書は債権管理推進費を除き、各市町村社会福祉協議会が作成し、県社会福祉協議会が取りまとめて県に対して提出される。県の確認調査は県社会福祉協議会作成の実績報告書に対して実施されるが、県においては具体的な支出内容の確認、例えば民生委員実費弁償費受領書との照合、件数、人数の確認などは行っていない。県社会福祉協議会においてもこの証憑確認作業は行われていない。

補助金の確定は県が実施すべきものであるが、実質的、具体的な照合・確認作業は取りまとめ機関である県社会福祉協議会において行われるべきである。県としては、県社会福祉協議会においてこの作業が厳正に実施されるよう指導し、またその結果、各市町村社会福祉協議会等からの実績報告が十分な証拠に裏打ちされた信頼性のあるものであることを確認できることが重要である。そのためには各市町村社会福祉協議会からの実績報告に、支払いに関する証憑の写などの支出の事実を証拠だてる資料を添付させるように県社会福祉協議会を指導し、その結果を県が確認する態勢をとる必要がある。

(b) 地方社会福祉協議会福祉活動指導員設置事業

この事業においては福祉活動指導員2名分の人件費（1名当たり年2,068千円）と活動費（1名当たり年63千円）を、県社会福祉協議会を通して7つの地方社会福祉協議会に対して交付している。

過去3年間のこの事業に係る補助金額は次のとおりである。

10年度 実績	11年度 実績	12年度 実績
29,427千円	29,574千円	29,834千円

これについても最終支払を証拠だてる給与台帳、活動に係る証憑との照合、確認が行われていない。

上記(a)と同様、県社会福祉協議会において照合、確認を行うよう指導し、その結果を県が確認する態勢をとる必要がある。

(c) 地方ボランティアサブセンター運営事業

この事業においては、地方社会福祉協議会の相談員1名分の人件費(年1,767,600円)と活動費(年63,000円)、通勤手当、共済費を、県社会福祉協議会を通して7つの地方社会福祉協議会に対して交付している。

過去3年間のこの事業に係る補助金額は次のとおりである。

10年度 実績	11年度 実績	12年度 実績
15,371千円	15,650千円	15,665千円

これについても最終支払を証拠だてる給与台帳、活動に係る証憑との照合、確認が行われていない。

上記(a)と同様、県社会福祉協議会において照合、確認を行うよう指導し、その結果を県が確認する態勢をとる必要がある。

(d) 生活相談所運営事業

この事業においては生活相談所を設置している60の市町村社会福祉協議会に対して、1協議会当たり国庫補助基準額139,500円の3分の1である46,500円の補助金を、県社会福祉協議会を通して交付している。

過去3年間のこの事業に係る補助金額は次のとおりである。

10年度 実績	11年度 実績	12年度 実績
4,127千円	3,266千円	2,755千円

事業経費は相談員への諸謝金、旅費、職員旅費、庁費であるが、これらについても支払に係る証憑との照合、確認が行われていない。

上記(a)と同様、県社会福祉協議会において照合、確認を行うよう指導し、その結果を県が確認する態勢をとる必要がある。

(e) 市町村ボランティアセンター活動事業

ボランティア活動に参加意欲をもっている人が誰でも参加できるように、市町村社会福祉協議会内にボランティアセンターを設置し、同時に需給をコントロールするコーディネーターを置いている。県はその運営経費として、国庫基準額に基づきその3分の2の補助金を、県社会福祉協議会を通して市町村社会福祉協議会に対して交付している。指定継続センター（9ヶ所）に対しては年間2,164千円、新規指定センター（4ヶ所）に対しては年間1,718千円を交付している。

過去3年間のこの事業に係る補助金額は次のとおりである。

10年度 実績	11年度 実績	12年度 実績
33,050千円	34,242千円	26,348千円

この事業の実績報告をみると、需用費1,273千円などの記載があるだけで、具体的内容が明瞭でないものが3ヶ所あった。実績報告書について一定の様式を定めて支出実績の詳細が明瞭に分かるようにすべきである。また上記(a)と同様、証憑確認作業は行われていないので、県社会福祉協議会において照合、確認を行うよう指導し、その結果を県が確認する態勢をとる必要がある。

(f) ふれあいのまちづくり事業

この事業においては高齢者保健福祉活動（ひとり暮らし老人向けサービス等）福祉教育活動（保育所、小中・高校の児童生徒を対象とする）を行う市町村社会福祉協議会に対して、県は国庫基準額に基づきその3分の2を、県社会福祉協議会を通して交付している。指定継続先に対しては年間7,062千円（3ヶ所）及び5,876千円（2ヶ所）、新規指定先（1ヶ所）に対しては年間5,296千円を交付している。

過去3年間のこの事業に係る補助金額は次のとおりである。

10年度 実績	11年度 実績	12年度 実績
46,982千円	43,484千円	37,634千円

この事業の実績報告をみると、各事業の名称（例えば「いきいきサロン支援経費」、「アクティビティサービス助成金」、「福祉教育費」、「青少年少女サークル事業費」など）を付した支出金額の記載があるだけで、具体的内容が明瞭でないものが多い。また証憑確認作業は行われていな

い。

上記(e)と同様、事業実績の内容が明瞭に分かるように実績報告書の様式を定めるとともに、実態把握の方法を改善すべきである

そのほか、南方町の実績報告において特別会計繰出金 783 千円と記載があるが、繰出し先は生活相談所特別会計で、その内容は生活相談所運営経費である。「ふれあいのまちづくり事業」の指定を受けると生活相談所事業はその中に包含されることとなり、生活相談所運営費としての補助金は出ないことになっている。南方町では本事業指定終了後も生活相談所事業を継続することを考えていることから、生活相談所事業会計を本事業指定前と同様に特別会計として残しており、そこで生活相談所事業収支を処理しているとのことである。補助対象事業が確実に実施されたことを確認する目的を持つ実績報告書において、他会計繰出という間接的な表現方法は改める必要がある。一般会計への組み入れ、または実績報告書に明細添付するなど支出内容を明瞭に表示すべきである。

社会福祉大会費補助金の算出根拠の合理性、目的適合性について

県社会福祉協議会では福祉事業に功労のあった人を表彰するため「社会福祉大会」を開催しており、そこで県社会福祉協議会会長表彰をするほか、県知事褒賞、知事感謝状をも授与している。平成 12 年度の同大会開催事業費決算額は 3,712 千円であり、そのうち県は 375 千円の補助金を交付している。大会事業費に占める補助金の割合は約 10% であり、過去 3 年間の補助金は次のように前年比 10% ずつ減額になっている。

10 年度 実績	11 年度 実績	12 年度 実績
462 千円	416 千円	375 千円

補助金額の算定根拠を「宮城県社会福祉協議会補助金交付要綱」別表 1 からみると、「知事が必要と認めた額」とあるのみで明確な基準はない。

社会福祉大会において福祉関係者の労をねぎらい、功労者を表彰し、もって今後の地域福祉増進を図る観点から、同大会は関係者の大きなモラルアップになることに関してはいささかも疑念を挟む余地のないところである。しかし、県が補助金を支出する目的はあくまで住民の福祉向上に直結するものでなければならないという視点からすると、同大会開催に係る支出は直接県民に向けられたものとは言えない面をもつ。ただし、知事褒賞等が行われることを考慮すれば、それに係る部分を負担金という性格で基準を設けて（例えば会場費、平成 12 年度では 471 千円の一定割合）

支出することに関しては合理性があるものと考えられる。

補助金算出基準を明確にすると同時に、補助金として支出すべき性格のものであるかについて見直しが必要である。

交付先事業（生活相談所）の収支が収入超過の場合の取扱い及び利用実態について

生活相談所を設置している 60 の市町村社会福祉協議会に対して、国庫補助基準額 139,500 円の 3 分の 1、即ち 46,500 円を交付していることは前述 (d)のとおりであり、過去 3 年間の補助金支出状況も (d)に記載のとおりである。

この事業に係る平成 12 年度実績報告からみて、年間収支残高が 46,500 円以上の収入超過になっている相談所は 6 ケ所あるが、いずれも各市町村補助金が基準額（国庫補助基準額 139,500 円の 3 分の 1）に上乘せされているか、各市町村社会福祉協議会の負担金が収入源になっており、県補助金が使われずに残ったという状況にはなっていない。

一方、収入超過額は 46,500 円以下ではあるが、事業経費総額が 132,155 円と国の基準額 139,500 円を下回っている相談所が 1 ケ所ある。この場合は明らかに県補助金の確定上返還を求めなければならないケースに該当するが、今回そのような返還措置はとられていない。県社会福祉協議会で各生活相談所から事業実績の報告を受け、確認をする段階で返還措置を講じるべきであった。

次に事業実施報告から、ふれあいのまちづくり事業に移行した 1 ケ所を除いた 59 ケ所の生活相談所利用実績を概括すると下記の表のとおりである。

年間開設延べ日数	3,444 日	1 ケ所当たり年間 58.4 日
相談利用者数	2,140 人	1 日当たり利用者 0.6 人
面接時間数	3,199 時間	1 人当たり 1.5 時間
相談員出席延べ日数	4,743 日	1 日当たり被相談者数 0.5 人
担当職員数	109 人	1 人当たり受付人数年間 19.6 人
うち専任職員数	50 人	

（平成 12 年度心配ごと相談所事業実施報告書より）

この報告書から各生活相談所の年間開設日数をみると、塩竈市で 240 日、田尻町で 194 日であり、残り 57 ケ所では 52 日、即ち週 1 日開設している。これに対して相談利用者数は全体で 2,140 人であり、1 日当たり平均にす

ると0.6人である。さらに1日当たり平均相談利用者数が1人を超えているのは11ヶ所にすぎず、反対に年間延べ利用者数が10人未満である相談所が7ヶ所もある。以上から相談所の利用状況は全般に低調である。

県内隈なく身近な場所に相談所があることは住民福祉の点から望ましいことであり、その利用促進を図ることも重要である。しかし資源の有効活用、補助金効果の観点からは、利用実態に応じて常設相談所の設置場所を見直し、各市町村社会福祉協議会のネットワークを活用した広域的な相談所の運営形態を従来の垣根を超えて検討すべきである。

第 4 . 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

包括外部監査の結果に添えて提出する意見

< 個別意見 >

1. 新成長産業支援事業費補助金

(1) 制度の概要...結果記載の項参照

(2) 意見

人件費は、雇用している限り発生する固定的な費用である。補助対象となる研究開発のため特に雇用した場合を除き、人件費は補助対象となる研究開発のために作業しなくとも発生する。また、作業日報を付けても、研究開発のための作業とそれ以外の作業を客観的に区別することは難しく、企業側の申告資料のみで判断せざるを得ない。従って、直接人件費は客観的判断が困難となり、補助対象経費にはなじまないものと考えられる。直接人件費が主体となるソフト産業等の研究開発に対する補助については、直接人件費を補助対象経費とするのではなく、客観的評価基準を明示したアイデアコンテスト等、報奨金により支援する方法も検討すべきであろう。

2. 高度技術振興事業運営費補助金

(1) 制度の概要

目的

高度技術による工業開発の促進を図るため、財団法人みやぎ産業振興機構（以下「機構」という）が行うテクノ圏域（仙台市、大和町、大衡村、大郷町、富谷町）内企業の技術の高度化、新技術開発等事業に要する管理運営経費について、機構に対し、補助金を交付する。

補助対象事業

テクノ圏域内企業に対する債務保証・低利融資事業、技術振興事業、地域技術起業化推進事業、工業振興事業

補助事業者等

機構

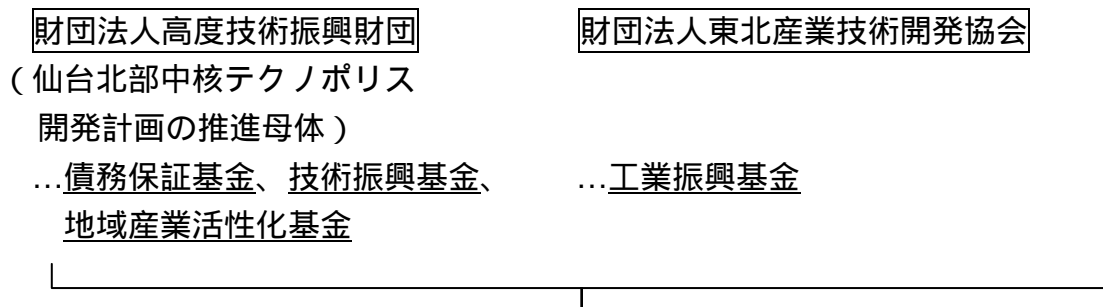
補助金額

(単位：千円)

H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
25,940	20,080	14,516	14,516

補助金の背景

債務保証・低利融資事業、技術振興事業、地域技術起業化推進事業、工業振興事業は、それぞれ基金を基に事業展開している。従って、当該補助金は、機構が行う4つの基金（債務保証基金、技術振興基金、地域産業活性化基金、工業振興基金）の管理運営経費補助である。また、4つの基金は、昭和61年から平成12年までの県の基本構想であった仙台北部中核テクノポリス開発計画と密接な関係がある。機構、4つの基金事業、県の基本構想の関係は、次のとおりである。



平成11年、財団法人高度技術振興財団、財団法人東北産業技術開発協会他を統合し、**財団法人みやぎ産業振興機構**を設立

...債務保証基金、技術振興基金、地域産業活性化基金、工業振興基金

(注)

- 仙台北部中核テクノポリス ...テクノ圏域を設定し、産業基盤、都市機能、居住環境の充実を一体的に進め、産学官の共同による先端技術産業の導入・定着を図ることを目的とする。
- 開発計画
- 債務保証基金、技術振興基金 ...県、市町村、民間からの寄付により基金を設定し、基金運用利息を原資として、債務保証、研修指導、調査研究、テクノ

- コーディネーターによるガイダンス等の事業を行う。
- 地域産業活性化基金 ……県、国からの寄付により基金を設定し、基金運用利息を原資として、商品・デザイン開発、情報収集・提供、販路開拓、指導・研修、助成、普及・交流等の事業を行う。
- 工業振興基金 ……県、市町村、民間からの寄付により基金を設定し、基金運用利息を原資として、研修指導、技術交流、助成等の事業を行う。

県の基本構想の進化

平成12年12月に、仙台北部高度技術産業集積活性化計画が策定された。今回の計画は、仙台北部中核テクノポリス開発計画で集積された高度技術及び各種産業支援機関のポテンシャルを活用し、業種間が緊密に連携しながら常に新事業を創出していくサイクルを確立して、足腰の強い産業構造の構築を図るのが、目的である。すなわち、仙台北部中核テクノポリス開発計画が、発展的に進化した計画である。具体的な重点目標は、地域プラットフォームの整備（機構を中核的支援機関とし、24の新事業支援機関とネットワーク化を図り、創業、研究開発から事業化まで、総合的な支援施策の提供を行えるシステムの構築）と、新成長産業（医療・福祉、住宅、環境、情報・通信、バイオテクノロジー）支援の、2点である。

(2)意見

県の基本構想の進化と補助金の関係

平成12年12月、従来の仙台北部中核テクノポリス開発計画が発展的に進化した仙台北部高度技術産業集積活性化計画が、策定された。従来の計画は、一応の目的を達成したと考えられる。従って、機構が行う4つの基金事業は、一応の目的を達成したものと見直すべきであり、それに伴い、基金の管理運営費を補填する当該補助金も廃止を検討すべきであろう。今回の計画の重点目標は、地域プラットフォームの整備と、新成長産業支援である。目標達成手段には、平成11年度から3年間限定で実施される、地域産業総合支援事業費補助金（平成12年度の補助金額：73,388千円）や、新成長産業支援事業費補助金（平成12年度の補助金額：44,781千円）等、各

種補助金の他、新成長産業育成アドバイザー派遣、新成長産業支援資金貸付、新成長産業進出機械類貸与等の施策がある。また、土台となる技術集積の施策には、従来からの企業立地促進奨励金（平成12年度の補助金額：237,477千円）等がある。

3. 小規模事業経営支援事業費補助金

(1) 制度の概要

目的

小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的として、小規模事業者等の経営又は技術の改善発達のための事業及び商工会の運営に関する指導事業に要する経費について、補助金を交付する。

補助対象事業

- ・ 小規模事業者等の経営又は技術の改善発達のための事業
- ・ 商工会の運営に関する指導事業

補助事業者等

- ・ 商工会
- ・ 商工会議所
- ・ 宮城県商工会連合会

補助金額

(単位：千円)

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
2,820,266	2,911,055	2,822,803	2,531,264	2,508,909

(2) 意見

補助対象職員の削減について

商工会及び商工会議所では、経営指導員、補助員、記帳専任職員及び記帳指導職員を設置して、小規模事業者に対して経営又は技術の発達のための指導等を実施しており、この補助金の7割以上がこれら指導に係る人件費に充てられている状況にある。

この場合の経営指導員、補助員及び記帳専任職員（以下、補助対象職員という）の設置定数は、この補助金の交付要綱に付随する「宮城県小規模事業経営支援事業費補助金の運用について」において規定されており、これによると一商工会あたりでは最低でも経営指導員、補助員及び記帳専任職員それぞれ一名の合計三名の補助対象職員が常勤の職員として必要となっている。現在本県では、全市町村に商工会又は商工会議所が設置されており、補助対象職員の総数は398名(定数は455名)に及んでいる。一方、各市町村における指導対象となる小規模事業者の数には大きな開きがあることから、補助対象職員一人当りの小規模事業者数を見てみると、商工会、商工会議所の間で大きな格差が生じている。

補助対象職員一人当りの小規模事業者数の多いところと少ないところについて、代表的なケースを示せば次のとおりである。

(平成13年9月30日現在)

商工会・商 工会議所	小規模事 業者数	経営指導員		補助員		記帳専任職員		補助対象職員計		補助対象職員 一人当り小規 模事業者数
		定数	設置	定数	設置	定数	設置	定数	設置	
仙台	27,650	29	21	6	5	21	0	56	26	1,063
石巻	5,767	7	7	2	2	7	1	16	10	576
鶯沢町	112	1	1	1	1	1	1	3	3	37
花山村	88	1	1	1	1	1	1	3	3	29

商工会が発足した当時は、市町村単位で経済圏が構成されていたと考えられ、市町村単位に商工会が設置されたことにも意味があったと思われる。しかし今日のように、交通の発達などから経済圏が市町村の枠を超えて広域化している状況下では、経済圏毎に商工会を設置すれば足りその方が効率的でもあると考えることができる。

したがって今後の方向として、市町村の枠にとらわれることなく、小規模事業者の少ない商工会については合併を推進し、それにより補助対象職員の削減を図ることを検討すべきである。その結果、補助対象職員一人当りの指導業務の充実が図られるとともに、この補助金の圧縮が可能となる。

また、同様の効果を得るために、商工会の広域的なグループ化をはかり、この補助金の交付要綱等を改訂することにより、グループ単位の補助対象職員の配置を検討することも必要なものと考えられる。

4. 宮城県国際経済振興事業補助金

(1) 制度の概要

目的

国際経済交流を振興するため、社団法人宮城県国際経済振興協会が行う国際経済振興事業に対し補助金を交付する。

補助対象事業

協会が行う国際経済振興に係る次の事業に要する経費を補助する。

- (a) ソウル事務所の設置・運営
- (b) 国際経済に関する情報の収集・提供事業
- (c) 県内企業の海外展開に係る支援事業
- (d) その他アからウに準ずる事業

補助事業者等

社団法人宮城県国際経済振興協会（以下「協会」という。）

* 協会の設立経緯について

協会の事業の主たる部分は、ソウル事務所での活動となっているが、協会が設立される前年の平成3年当時、県の海外拠点設立の気運が高まり、第1号としてソウルが選定された。当初県は、宮城県としてソウルへ事務所開設を考えていたが、日本の地方自治体そのものの事務所開設は前例がないため、他県の前例のある社団法人による事務所開設となったものである。

職員もソウルにおける現地人契約職員（2名）を除き、プロパー職員はおらず、すべて県職員（商業・流通課員）が兼務で業務を行っている（1名はソウル駐在）状況にある。

補助金額

（単位：千円）

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
21,100	21,100	18,900	15,500	15,500

補助金の交付は平成4年度から交付されている。

補助金額の算出

補助金額は、県予算での決定額となる。
上記設立経緯から、協会は県の出先機関とみなされており、予算措置上も、補助金の形式はとっているものの、商業・流通課において積算等が行われている。

(2) 意見

設置の経緯と現状

補助事業者である協会の事業活動は、海外事務所運営（ソウル事務所）と事務局運営（県内）の2つに分けることができるが、平成12年度決算の支出割合で見ると海外事務所運営費が92%（18,461千円）、事務局運営費8%（1,617千円）となっており、活動の大部分がソウル事務所の事業となっている。

ソウル事務所での活動内容は、次のようなものである。

- ・情報収集・提供（会議・官公庁等への参加・訪問等）
- ・県内企業の海外活動支援
- ・宮城県へのミッション派遣
- ・宮城県のPR活動（マスコミ・経済団体・観光業者への資料提供）
- ・その他来訪者、電話問い合わせ等への対応

平成12年度にはソウル事務所の仲介が県内企業の現地法人設立に寄与した例もあるが、ソウル事務所の仲介が最終的にどのような結果となったかについての統計的な把握は行っていないため、直接的な効果は不明である。

県としては効果測定は困難であるが、間接的な効果として仙台港定期航路（週1便）開設等に一定の役割を果たしていると考えており、また、経済交流以外の民間交流にも寄与していると判断している、とのことである。

こうした海外事務所は他県（新潟県、長崎県）にも例はあるが、新潟県、長崎県ともに開設は平成2年、宮城県の開設は平成4年であり、当時はバブル経済の余韻の残る時期であり、国際的な経済活動に対する期待も大きかった時期と思われる。このことは、協会の定款上実施事業として次の点を取上げていることから明らかである。

（定款）第4条

- （1）国際経済に関する情報の収集・提供事業
- （2）県内企業の海外展開に係る支援事業
- （3）その他目的を達成するために必要な事業

このことは、設立時の構想としては、将来的にはソウル以外にシンガポール、ニューヨーク等への設置も想定していたことを示しているものと思われるが、その後の経済情勢、県の財政状況から他国への事務所展開は行われず、ソウル事務所のみで現在に至っている。

現状の協会の活動をみた場合、定款に定める事業のうち、「国際経済に関する情報」とは、ほぼソウルに限定され、さらに経済活動以外の民間交流・観光に関する情報が相当程度の割合を有するものと想定され、設立当初の趣旨とは活動内容が異なってきているように思われる。

存在意義についての検討

県内企業の海外展開の支援事業という点については、設立時点では予想しえなかった情報技術の発達により、現在ではインターネット上で商取引情報が入手できる状況(たとえば日本貿易振興会のホームページ)にあり、県が情報収集のための施設を現地に設置する意義は当時よりも乏しくなっていると思われる。

また、県が期待している民間交流・観光面での効果に関しても、たとえば韓国語によるホームページの充実である程度は対応できるものと考えられる。

これに対し、フェイス・トゥ・フェイスの活動はインターネットからは得られない生きた情報が得られる場合があり、それを否定するものではないが、そのことにより、県として現地に継続的な活動拠点を構えていることの効果がいかほどか疑問を感じるところである。

サッカー・ワールドカップの共催により、競技の開催される宮城県でも民間レベルにおいても韓国との交流が盛んになることも予想され、現在の規模・活動内容を継続したまま、公的負担の基で今後もソウル事務所を維持することについては検討の余地があると考えられる。

協会の会員となっている経済団体、企業は、果たして協会の提供する韓国情報を積極的に欲しているのか。単なるつきあいで参加しているのではないか。県内企業の韓国に対するニーズはどれくらいあるのか。中国に対するニーズの方があつたのではないか。そうしたニーズがあつたとしてもそれを県がやる必要があるのか。等々、県内企業のニーズを充分把握した上で、ニーズに乏しいと判断されるのであれば、本来の目的である「国際経済に関する情報の収集・提供」「県内企業の海外展開の支援」を発揮し得ないと判断して協会は解散し、ソウル事務所も廃止すべきであろう。

観光面での活動意義を認めるのであれば、観光に目的をしばった機関として活動すべきである。

5. 農業生産総合対策事業

(1) 制度の概要

目的

地域の農業生産を基本とした食料の安定的な供給の確保を図るための事業に要する経費補助

補助対象事業

農業生産総合対策事業

補助事業者等

市町村、農業団体、営農団体等が行う事業については、当該市町村に対し補助金が交付され、宮城県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会宮城県本部、社団法人みやぎ原種苗センター及び特認団体（知事が東北農政局長と協議して適当とみとめるもの）が行う事業については当該団体に交付される。

補助金額

(単位：千円)

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
-	-	-	413,312	336,307

経営対策体制整備推進事業実施要綱（H12/4/1 付け 12 構改B第 166 号農林水産事務次官依命通知）に基づく地域農業マスタープランにより平成 12 年度より発足した

補助金額の算出

「農業生産総合対策事業補助金交付要綱」別表に記載された補助率により、経費の内容により事業費の 50%～65%以内の補助率（このうち県費が上乘せされるのは 付帯事務費を除く事業費について、事業費の 7.5%～15%以内である）で計算される。

(2) 意見

補助対象事業者における補助金の使用について

仙台農業協同組合（この項で以下仙台農協という）は、この補助金によって行われる大豆乾燥調整・集出荷貯蔵施設の建設について、他の方式と比較検討されることなく「系統施行」方式を採用している。なお、「系統施行」とは、事業主体である農業協同組合等が、上部団体ともいえる全国農業協同組合連合会及び都道府県経済農業協同組合連合会（この項で以下連合会という）に対し、施設等の基本設計の作成、実施設計書の作成又は検討、工事の施工（契約の締結も含む）、施工管理等を一括して委託する方式である。

この法式で施工された上記工事において、仙台農協は連合会に対し、建設工事（工事会社については連合会が入札により選定）、代金、設計料の他、建設工事代金に一定の料率を乗じて算出される事務手数料（系統施工管理料）、この他フォークリフト購入代金を含む事業費総額 217,110 千円を支払っている。

系統施工に関して連合会が作成したパンフレットには、責任施工、補償制度等のメリットも記載されているが、このような施工形態は一般の工事会社であれば通常は当然に行われるものであり、また、大豆乾燥調整・集出荷貯蔵施設等の設計・施工・管理は連合会にしか行い得ない事業ではない（実際の建設工事は本件系統施工においても、いわゆるゼネコン等が入札・落札しており同様である）。仙台農協自らの資金によって当該事業を行うのであればともかく、事業につき県民の税金が利用されていることを考えるならば、県は、もっぱら系統施工によることなく、他の法式、他の工事会社等も含め、入札等により設計・施工管理をはじめとする工事の発注先を選定し、公正と認められる価格と相手先を決定するよう仙台農協を指導すべきであったものとする。

一般に、系列企業、取引関係がより強い会社と取引が行われることがあるが、補助金等公的な資金を利用する場合には、入札等公正な方法により極力資金を有効に活用するべきであり、補助金を交付する県は、補助対象事業者に対し、これを強くもとめ指導する必要がある。

6. 優良系統豚維持強化学業費補助金

(1) 制度の概要...結果記載の項参照

(2) 意見

補助金制度の存続について

この事業は、宮城県にしかない固有の種の保存という意味で公共性が認められ、また、「ミヤギノポーク」というブランド名も定着してきていることから、補助金支出の効果もあったものと思われる。しかし、補助対象事業者である連合会県本部は、平成12年度において、収入 175,155 百万円、当期利益 99 百万円、総資産 36,288 百万円を計上する大規模事業者であり、独自にこの事業を行っていくことは十分に可能であると思われる。

即ち、ブランド豚の商品化に係る維持強化がこれら事業者の利益に貢献するものでもあることを考えるならば、当該事業は県本部の独自の事業として行うべきものであり、当該補助金を打ち切る方向で検討を行うべきである。

なお、種の保存については県の畜産試験場で行うことが可能と思われる。

7. 畜産物衛生環境整備円滑化事業補助金

(1) 制度の概要

目的

県内で発生する家畜死体を環境を配慮して、円滑かつ安定的に流通させることにより、畜産経営の発展に資することを目的とする。

補助対象事業

家畜死体流通対策の推進に係る事業、及び家畜死体の流通対策に係る衛生対策事業が対象である。

具体的には、県内で発生する家畜死体の処理（宮城県内には家畜の死体処理を行う化成場はなく、山形県にある化成場において処理を委託している）を行うことに関して、輸送効率を図るために一時、県内にある家畜死体冷却保管施設（以下 保管施設という）に集約貯蔵することとなるが、これに伴う環境対策が当該補助事業の内容である。

補助事業者等

（社）宮城県家畜畜産物衛生指導協会（以下この項で「指導協会」とい

う)

補助金額

(単位：千円)

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
-	1,390	1,250	1,126	1,064

補助金額の算出

家畜死体流通対策促進費(家畜死体流通対策の推進に係る事業に要する経費) 家畜死体流通対策費(家畜死体の流通対策に係る衛生対策事業に要する経費)とも要した経費について2分の1以内の補助率となっている。

(2) 意見

補助金支出の公益性について

補助対象事業のうち、家畜死体流通対策費は、保管施設(指導協会の所有)の運用に係る費用であり、具体的には、以下の内容となっている。

- (a) 保管施設の排水処理に要する費用及び、施設の消毒等環境管理に要する費用
- (b) 家畜の死体の運搬を行うための車両の改造費(死体からの血液の漏れ等を防止することに要する改造費)

本件補助金は、県内で発生する家畜死体が環境に及ぼす影響を考慮して実施されるものであるが、上記の費用は畜産事業を行うにあたっての純然たる処理コストであり、当該影響の発生元が家畜死体を搬出した畜産農家であることが個別に特定しうるものである。また、この畜産農家は営利目的をもって畜産業を営んでいるのであるから、当然に当該コストは自らが負担すべきものであり、民間の営利企業者の負担すべきコストを補助金という公的な資金で助成する理由はないものと考えられる。即ち、上記費用は本来、死体を搬出した畜産農家が負担すべきあり、最終的には、当該処理費用は消費価格に転化され畜産物を消費する一般消費者が負担すべき費用である。

現在も、指導協会は保管施設の使用料を徴収しており、畜産物衛生環境整備円滑化事業補助金のうち、家畜死体の流通対策に係る衛生対策事業に関するものは廃止を検討すべきである。

なお、BSE(狂牛病)発生問題により、家畜死体処理施設での焼却が進

展していない現状から、国でも家畜死体の一時保管場所を全国的に増やすという事業展開を推進中であるが、このような特殊な社会問題による家畜死体の流通対策に係わる費用は従前のものとは区別して考えるべきである。

このように B S E 問題に関するものについては、別の補助事業を新設して対応する方法が原則であるが、B S E 対策に限れば公益性の観点から当該補助事業における処理費用も認めうるものと思われる。

8 . 牛炭疽発生予防事業補助金

(1) 制度の概要...結果記載の項参照

(2) 意見

補助金制度の存続について

(社) 宮城県家畜畜産物衛生指導協会 (以下指導協会という) の決算書上、平成12年度のこの補助事業に関する事業収入は 12,634千円 (うち補助金収入 1,602千円)、事業費は 9,209千円であり、事業収支は 3,425千円の黒字となっており、補助金が無くとも当該事業収支はプラスとなっている。

牛炭疽発生予防事業は、牛炭疽の病原菌自体が土壌に存在すること、当該疫病は食肉、牛乳を通じて人にも感染することから、この発生を未然に防止するため、県内に飼育されている乳用牛及びその同居牛を対象として予防接種を行うものであり、公共性は高いものと認識することが出来る。しかしながら、この事業の実施主体である指導協会において、当該事業につき十分な事業収入があり、補助金に依存する割合が少ない (収入合計に対する補助金の割合は 12% に過ぎない) のであれば補助金の交付を見合わせる方向で検討する必要がある。

9 . オーエスキー病ワクチン接種事業補助金

(1) 制度の概要...結果記載の項参照

(2) 意見

補助金制度の存続について

指導協会の平成12年度の決算書におけるこの補助事業に関する事業収支は、2,307千円の黒字となっている。これに対する補助金交付額は 5,225千円であり、補助金がある程度無くとも当該事業収支はプラスに成り得る。

オーエスキー病ワクチン接種事業は、この病気が発生した場合の感染率の高さ、特に新生豚が感染した場合の致死率の高さから、これらを未然に防ぐために実施されるものであり、公共性は十分にあるものと認識することが出来、また、県内でも昨年の発病例もないことから、事業の実績も評価し得る。しかしながら、この事業の実施主体である指導協会において、当該事業についての事業収入があり、補助金に依存する割合があまり多くない（収入合計に対する補助金の割合は 19%となっている）のであれば補助金を減額することも検討するべきであると考える。

10 . 豚丹毒ワクチン接種事業補助金

(1) 制度の概要...結果記載の項参照

(2) 意見

補助金制度の存続について

指導協会の平成12年度の決算書における豚丹毒ワクチン接種事業の事業収支は、6,615千円の黒字となっている。これに対する補助金交付額は 7,619千円であり、補助金が相当程度無くとも当該事業収支はプラスに成り得る。

豚丹毒ワクチン接種事業は、豚丹毒が人にも感染することから、この発生を未然に防止するため、県内に飼育されている豚を対象として予防接種を行うものであり、公共性は高いものと認識することが出来、また、県内での発病例も減少の傾向にあることから、事業の実績も評価し得る。しかしながら、この事業の実施主体である指導協会において、当該事業についての収入があり、補助金に依存する割合はあまり多くない（収入合計に対する補助金の割合は 23%となっている）のであれば補助金を減額することも検討するべきであると考える。

1 1 . 漁業就業者確保育成事業費補助金

(1) 制度の概要

目的

漁業就業者の確保（マグロ，カツオ等の遠洋漁業の漁船乗組員の就業希望者の確保）及び育成（漁船乗組員の各種資格取得のための講習会開催など）を図るため、漁業協同組合等が行う事業の経費について、補助金を交付する。

補助対象事業

漁船乗組員の就業希望者に対応する宮城県漁業就業者確保育成センターの職員の人件費，講習会の講師に対する謝礼金などの支出について補助する。

補助事業者等

気仙沼水産振興センター運営協議会
宮城県漁業従業員組合
宮城県北部船主協会
宮城県漁業就業者確保育成センター

補助金額

（単位：千円）

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
12,000	12,000	10,844	9,410	5,750

補助金額の算出

補助金は、総事業費の5割以下を国と県で半額ずつ負担している。上記のように補助金額は年々減額されてきているが、これは総事業費自体が縮小してきている訳ではなく、国や県の財政事情の悪化から予算額が削減されてきていることによる。

補助事業が必要とされる理由

平成12年5月末現在、県内における近海・遠洋を合わせた漁業就業者数は、40歳未満の若い世代が全体の15%程度であり、主たる従事者は40歳から60歳未満の世代に集中している。

したがって、将来の遠洋漁業従事者（特に、幹部生）が確実に不足し、出漁できないという事態を招き、ひいては県の漁業関係者に大きな打撃となることが想定されるため、現時点において若年労働者を増やすとともに、現在の就業者の能力を高める施策を講じることにより、幹部候補生を育てていくことが必要であるとしている。

（２）意見

この補助事業は、国の施策に基づき、遠洋漁業就業者の確保育成を図るものであり、漁業関係者にとって事業の重要性には変化はないものの、前述したとおり国や県の補助金の予算額が削減され、その分事業主体の負担が増えてきている傾向にある。これは事業に対する意識の変化ではなく、補助金交付側の財政状況の逼迫によるものであり、結果として事業主体自身によるこの事業の自主運営が迫られているものといえる。

県の財政状況逼迫により更にこの事業に対する補助金の圧縮が続くようであれば、事業主体に対して補助金の補てんによる事業運営より脱却し、自主運営に移行するよう促し、県としては当該補助金の廃止あるいは一時凍結を検討すべきであろう。

12．沿岸漁業漁村振興構造改善事業費補助金

（１）制度の概要

目的

沿岸漁業における生産・加工・流通段階における衛生処理機能の向上、生産作業の効率化、漁村地域のゆとりの創出を図るために、漁業協同組合、漁業協同組合連合会等が行う共同力キ処理場や水産物荷さばき施設の改築等の沿岸漁業漁村振興構造改善事業に要する経費について、補助金を交付する。

補助対象事業

漁業協同組合、漁業協同組合連合会等が行う共同力キ処理場や水産物荷さばき施設の改築費用について補助する。

補助事業者等

女川町漁業協同組合，石巻市東部漁業協同組合，宮城県漁業協同組合連

合会，閉上漁業協同組合（平成 12 年度）

補助金額

（単位：千円）

H 1 2	H 1 3 予算
152,323	153,625

補助金の交付は平成 12 年度より行われている。

補助金額の算出

平成 12 年度までは、総事業費の負担割合は概ね以下のとおりである。

国 40%，県 10%，市町村 10%，事業主体 40%

平成 13 年度からは、この負担割合が以下のように変更されている。

国 50%，県 10%，市町村 10%，事業主体 30%

（ 2 ）意見

現在、当該補助事業として実施されている主たるものは、共同カキ処理場の改築による衛生処理機能の充実化である。この補助事業を行ったことにより、既に新施設から出荷されたカキの市場取引単価が、1 kg 当たり約 50 円上昇しているという効果が現れてきている。また、少なくとも衛生処理機能を充実した施設で出荷された生食用カキのほうが、従来の不衛生な処理施設で出荷されたものよりも、食中毒の発生要因となる可能性はかなり低くなるであろうことは、十分に判断し得ることである。

韓国等からの輸入が増える中で、全国の生食用カキの約 7 割を生産する宮城県としては、共同カキ処理場の衛生処理機能の向上を図ることは全国的なニーズにも合致するものであり、事業自体の見直しは必要ないものと考えられる。

ただし、現状では零細な漁業協同組合への補助事業であり、事業主体単独で事業を遂行する能力を有してはいない。これに対し、平成 9 年 5 月に宮城県漁協組織強化対策協議会が設立され、平成 12 年度末現在 39 ある漁業協同組合を、平成 17 年度までに北部，中部，南部の 3 つの漁協に合併・事業統合するという基本計画が、平成 13 年度に策定されている。

合併後の漁協であれば現状よりも経営強化は格段に進み、カキ処理場の衛生機能向上、及び処理施設の大型化による生産効率の向上を単独で行うことが、充分可能になるものと想定される。経営強化のための各種の施策は、本来は事業当事者の責任の下で行われるべきであり、そのような状況が可能になるということは、補助金の役割は達成されたものと考えられる。

したがって、当該基本計画を極力前倒しで実施し、国、県、及び市町村の補助金負担の圧縮を図るべきであると考えられる。

1 3 . 宮城県社会福祉協議会補助金

(1) 制度の概要...結果記載の項参照

(2) 意見

宮城県社会福祉協議会の役割・コントロールについて

宮城県社会福祉協議会（以下「県社会福祉協議会」という。）を通じて県内の各市町村社会福祉協議会、あるいは7つの地方社会福祉協議会に対して交付される補助金は前述（個別的指摘事項）のように多数あり、補助金の最終受領者との資金交付、書類取りまとめ事務を県社会福祉協議会が行っている実態がある。その意味で、県社会福祉協議会は県の福祉諸策が県内の隅々まで行き渡るべく、県の福祉行政の重要な一翼を担っている行政的な機関としての性格を併せ持っている感がある。

補助金が交付目的に沿って効果的に使用されたかを調査確認することによって補助金執行事務が完了することを考えると、この調査確認作業は最終的に県が行うものではあるが、実質的作業は取りまとめ機関である県社会福祉協議会において為されることが適当である。しかるに現状は事業そのものの遂行確認、決算書と実績報告との照合は行われていても、証憑突合による支出実態確認までは至っていないのが実状である。

県としては県社会福祉協議会の調査確認作業が適切に行われ、実績報告の信頼性が十分なレベルにあることについての正確な把握と認識を持っていなければならない。その上で補助対象事業が適正に実行されたか、所期の効果があがっているかを評価する必要がある。それらを通して補助対象事業が真に住民福祉向上に直結していくように補助金執行事務をコントロールしていかなければならない。そのために県は県社会福祉協議会に対して調査確認体制の整備を促し、確認作業の手法を指導して審査・確認体制の充実強化を図ることが必要である。

14. 宮城県原子力立地給付金交付事業補助金

(1) 制度の概要

目的

原子力発電施設等の周辺地域の振興及び福祉の向上を図り、原子力発電所設置の円滑化に資するため、電気事業者から電気の供給を受けている当該周辺地域の住民、企業等に対して、財団法人電源地域振興センターを通じて給付金を交付する。

補助対象事業

財団法人電源地域振興センターが行う原子力立地給付金交付事業

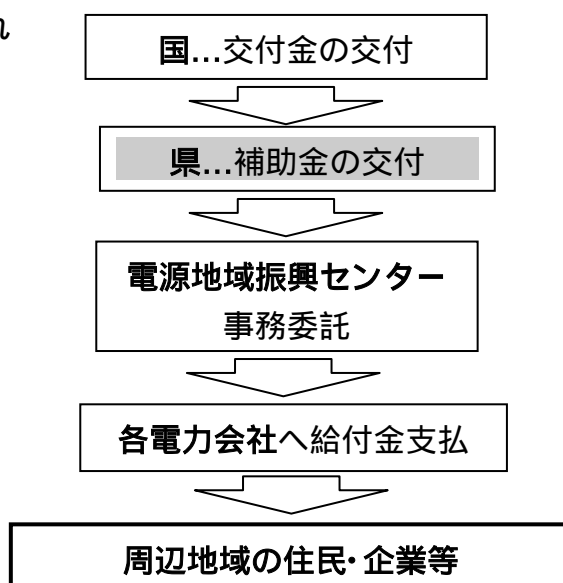
電源立地特別交付金交付規則(科学技術庁、通商産業省告示第十号)第2条14項で定める原子力施設等所在等市町村で電気の供給を受けているものに対する給付金の交付事業

補助事業者等

財団法人電源地域振興センター

財団から電力に資金が委託され地域住民の電気料金引き落とし口座に入金される。この補助事業の資金の出し手は国であり、下図のように資金が流れて周辺地域の住民、企業に交付される。

* 給付金の流れ



補助金額

(単位：千円)

H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 予算
2,064,628	2,047,691	2,050,165	1,495,779	1,534,591

この補助金は、我国の電源立地を計画的に進めていくために定められた、いわゆる電源三法に基づく交付金である。宮城県では女川原子力発電所所在の女川町、牡鹿町及び近隣市町村の石巻市、河北町、雄勝町の電力需要家を対象に現在年間約15億円が交付されている。

(2) 意見

この補助事業は、国の施策に基づき全て国の資金により実施されている。この中で県が関わりを持つ事務事業について、不備を指摘する事項はない。ただし、上の給付金の流れで見たように地域住民等に給付金が交付されるまでの間に、財団法人電源地域振興センターが資金の取扱者として係わりをもつ必要があるのかどうかにつき疑問とせざるを得ない。

原子力立地給付金交付事業に係わる給付金の交付を、国から県が直接委託を受けて行わずに財団法人電源地域振興センターを介して行うのは次の理由によるとしている。

1つは、この交付事業の補助対象者については電源立地特別交付金交付規則で「民法第34条に規定により設立された法人に限る」としているためである。

さらに、県が直接行くと、県から電力会社に直接給付金の交付を委託することとなり、地方自治法上公金の取扱を私人に委ねることを禁止する条項(第243条)に反することになるためとされる。しかし給付金の電灯電力需要家への交付事務は、財団法人電源地域振興センターからの委託により民間企業たる各電力会社が行っていることには変わりなく、交付委託者が地方公共団体か、財団法人かの違いしかない。公金取扱を私人に委ねることを禁止する第243条の解釈上、私人に公金を取扱わせても責任関係が不明確とならず、公正な公金の取扱が期待され、かつ経済性が確保できれば、私人に取扱させたほうが適当とする考え方がある。電力会社は私企業であっても公益事業を営む法人であり、公共性の高い性格を持つ法人であることから、公金を取扱う適格性はあると判断される。また、国、県、財団法人三者間の資金、書類のやり取りを考えれば県の直接交付方式を取れば、事務処理の効率性、経済性は向上することは明らかであろう。よって、県

が国から交付委託を受けた給付金を直接電力会社に対して配分依頼することに合理性があると判断される。

現在、制度の改善をはじめとした行政の効率化が叫ばれ、また、財団等の公益法人の業務の見直しが国レベルにおいて行われている。このことから県は原子力立地給付金交付事業に係わる上記のような制度の見直しを規則の改正も含めて早速にも国に建議すべきものと思われる。

<総括意見>

1. 経費補助のあり方について

(1) 要綱での規定内容

経費補助については、各要綱で最大補助率と補助限度額を設けており、いずれかが補助金額算定の上限となっている。また、経費の配分を変更する場合には、原則として、事業計画変更承認申請書により知事の承認を得るよう規定されているが、ただし書きで、内容の変更が軽微であり、経費の配分に著しい変更を及ぼさない場合には、知事の承認はいらぬ旨の、例外規定を設けている。そして、経費の配分の著しい変更を、最大補助率及び補助限度額に抵触する場合、と解釈している場合が多い。

(2) 規定内容とその解釈の問題点

しかし、このただし書き及びその解釈は、次の弊害をもたらす。すなわち、計画段階での経費に基づいて決定された補助金額は、計画段階より実績の経費が下回ったとしても、最大補助率及び補助限度額に抵触しなければ、減額されることはないので、計画段階より実績の経費が下回るケースが多い。つまり、最大補助率及び補助限度額に抵触しない範囲で計画段階より実績の経費が下回った場合には、経費節約額は、すべて補助金申請者の資金負担軽減となってしまう。

(3) 経費補助のあるべき姿

本来、経費補助は、補助対象経費のうち、補助金申請者が自己資金で賄いきれない部分について、負担を軽減し、補助対象事業の成功を手助けし、経済の活性化を図ることを目的としていると考えられるから、計画段階での補助金額 = 計画段階の経費 - 補助金申請者が自己負担する額(A)と考えるべきである。メインは、補助金申請者が自己負担する額であり、補助

金はサブである。従って、計画段階より実績の経費が下回った場合には、実際の補助金額 = 実際の経費 - 計画段階で補助金申請者が示した自己負担する額 (A) とすべきであろう。しかし、それでは、経費節約額がすべて補助金の減額となり、補助金申請者の経費節約意欲を削いでしまう。そこで、本来の経費補助のあり方を踏襲し、かつ、補助金申請者の経費節約意欲を削がない方法として、経費節約額を補助金申請者の資金負担軽減分と補助金の減額分に区分することが合理的であると考えられ、区分基準としては、計画段階での補助率 (計画段階での補助金額 ÷ 計画段階での経費) を用いることが相当と考えられる。すなわち、経費節約額に計画段階での補助率を掛けた額が、補助金減額分となる。計画段階より実績の経費が下回った場合に補助金額が減額されることを、予め補助金申請者にアナウンスしておけば、結果的に補助金が減額されないよう、計画段階での経費が精緻化され、実績の経費との乖離幅の縮小が期待できることとなる。

(4) 改善方針

以上の考え方を実現するため、要綱上、経費の配分を変更する場合のただし書きの例外規定は廃止して、計画段階より実績の経費が下回った場合には、経費節約額に計画段階での補助率を掛けた額だけ補助金を減額する旨、規定すべきでこととなる。現在のただし書きは、実績額の小幅な乖離は申請受付事務の煩雑さを回避する意味もあると思われるが、各補助事業における申請者数はそれほど多いわけではないので、事業計画変更承認申請書の審査等に要する手間は、それほど増えないと考えられる。

以上の事について要綱を改定し、現実の補助事業の実施状況に合った補助金執行体制を確立するよう改善を検討すべきである。

2. 補助金申請及び実績報告に対する審査方法について

県は、補助金申請ないし実績報告に対して審査を行い、その結果、交付決定ないし補助金確定がなされるが、その際の決裁書上「審査の結果、適正と認められる」という記載のみで、その際の審査内容 (どのような審査がなされたのか) が明確でないものが見受けられる。

各種添付書類に対して、担当者によるチェックマークが付されているものなどもあるが、多くの場合、それが何を意味しているかは不明である。検算なのか、基礎資料との照合なのか、補助対象経費であるかどうかの判定なのか、審査実施時のポイントが明らかではない。

審査の有効性の点からは、「誰が」「いつ」「どのようなポイントで」審査を実施したのか、審査の内容が記録として残るようにすべきである。審査上のポイントを事前に明らかにすることは業務の効率性の点でも有用であると考え。また、担当者が変わった場合でも審査レベルの維持が期待できる。

審査ポイントは補助金の性格により異なると思われるので、各補助金の実情に照らし各段階（申請時、実績報告時等）での審査ポイントを定めることが望ましい。そのためには、例えばチェックリストを作成し決裁書の添付書類とすることが考えられる。

現地調査の場合、多く場合、調査復命書により調査実施者、調査内容およびその結果等が明らかにされている。書面審査についても、実施者、審査内容、その結果等を明らかにすべきである。

3. 監査結果を踏まえた総括意見

今回の監査で調査対象とした補助制度は県の補助制度の中の一部でしかない。しかしその中でも様々な問題点の指摘があったことはこれまで指摘したとおりである。これらの指摘事項や意見をもとに補助金制度全般に言える点を整理すると次のようになる。これらの点を充分検討して県全体の補助金縮減に向けての見直しと運用に当たることが望まれる。

- (1) 補助金の算出は当初の事業費や標準事業費などに基づいて行っている場合がある。補助金は補助事業を金銭面からバックアップするものであり、その際の対象は実際の事業費であることに言を待たない。よって実際の事業費支出に合わせた補助金の算定が大前提であるべきである。また補助団体から報告される収支は一致している場合が多く、補助金予算限度額に合わせて支出作りをしているように見受けられるケースがある。実績報告の実態を機関決定された収支計算書、あるいは証憑書類までさかのぼって確認する必要がある。
- (2) 補助金は申請審査をパスし、給付が終わればそれで終わりというものではない。補助金給付先の今後の状況をフォローし、補助目的に合った結果ないしは事象が生じているか否かを継続的に確認して行くことが必要である。このような今後の状況の継続的確認があつて、はじめて制度の維持、拡大、縮小、廃止など将来の運用の判断が可能となるものである。

- (3) 今回の調査で補助制度の廃止や縮小を提示したものがいくつかあった。これは補助対象の実態とその環境を掘下げて検討した結果であった。補助金支給要綱等に基づき形式要件に合致すれば補助金対象として取上げるのではなく、補助対象事業者の実態を十分に把握した上で、補助目的に合致するかどうか、補助金額の算出に過不足がないか等について検討し補助金支出を判断する必要がある。実体把握はやってやる過ぎることではないほどの意識が必要である。また、この作業はもちろん年度毎行っていく必要がある。
- (4) 県は補助金に対して「総額抑制」の方針を取っている。この場合一律のマイナスシーリングは真の補助金圧縮対策とはならない。補助効果の絞り込みにより、メリハリをつけた補助事業の整理が重要と思われる。重点補助事業には十分応え、不要、不急のものは補助事業を取りやめる方針が必要である。
- (5) 補助制度の縮減を目指して補助金一つ一つについて改廃を検討する場合、当該補助金の効果を願って運用事務に携わる担当者にとっては、補助金削減があっても、できるなら制度存続を願うことになるだろう。このため全体の補助制度縮減のため、いわゆるボトムアップの提案を待っているのはメリハリの効いた補助制度の整理は難しく、当面は一律圧縮対応とならざるを得ないと考えられる。よって財政再建方針にそって優先度を考慮した補助金縮減を実現するには、補助制度全般に目配りが効き、かつ、県の財政運営方針に担当する立場において責任を持たなければならない役職者がメリハリのある補助金絞り込み作業を主導する、いわゆるトップダウンによる方法によらなければ補助金対策は実現できないと考えられる。

以上